

證 古 金 石 集

国書刊行会未刊稿本

柴 田 光 彦

一

国書刊行会は明治三十八年（二五〇）から大正十一年（二五三）にかけて八期にわたり、『続々群書類従』、『新群書類従』をはじめとする二百数十冊の叢書を古川弘文館から刊行している。現在、復刻版を出版している国書刊行会はその名を摸したものであるが、別のものである。

明治四十二年刊の『国書刊行会出版目録 附日本古刻書史』の附録に、春城市島謙吉が会の理事として「第一期刊行顛末」を記しているのでその間の事情をうかがうことができる。早稲田大学図書館長であった市島理事が、実際に会の経営の衝に立っていた関係で、可成りの量の国書刊行会作成の稿本が早稲田に蔵されている。

それらの多くは「国書刊行会」の文字入りの十行二十三字詰の薄様の朱刷の原稿用紙に書かれている。館の従来の目録では、格別の扱いはなく、いづれもただ「写本」とのみ記され、近世以前の筆写か現在のものかの区別もつかず、『国書総目録』にもそのままに取上げられている。そこで普通書架から目に止ったものを同僚の協力のもとに折

にふれて引き抜いて、特別書庫内の一偶にまとめるように心がけている。大概そのうち既刊一八〇部四二三冊をを数え、未刊なものもかなりな量にのぼる。なお、演劇博物館には昭和初年に移管した「国書刊行会稿本古浄瑠璃写本」四一冊があることが知られている。

二

既刊のものは幸田露伴等の校訂を経たものもあるが、未刊のものは、書写はしたものの種々の理由から収録されなかったもので、校訂を行うまでに至っていない。前記市島春城の記すところに従えば、原稿の作成について、「良筆耕者只一人」という見出しのもとにつきのごとく記されている。

伝写本でも自筆本でも一旦写し取るのであるが、此の筆耕がまた非常にむづかしい。創立の当時筆耕者を募集し、試験の上採用したのが八九人、血気の青年揃ひで古風の草書や変体仮名を読みかねる連中であつたから、一方には脱字を防ぐ様にもと、原本を映写させた処、彼等は早いを主眼として一日に五十枚写したのもあつた。斯うして出来た源注余滴は徒らに蚯蚓の行列となつて紙屑籠に葬られ、同じ頃写した古今要覧稿の大部分は屢々校訂者をして筆を抛たしめた。尔来これに鑑みて映写を廃し、行草は楷書に、変体仮名は普通仮名に直させることにした。筆耕がよければ校訂の労を半減し、筆耕がわるければ校訂の労は何倍にもなるのであるが、よく校訂上の便利を考へて立派に古書を写した者は、前後二十余人の中に只海保某一人あるのみだ。

三

近来、各種の資料の翻刻や影印、復刻版などがつぎつぎに行われているが、なお洩れているものは多い。そこで、

かねてよりこの未刊の国書刊行会の稿本の翻刻紹介のことを念願していたが、このたびその機会をえたので、小山田靖齋編になる『證古金石集』をとりあげることにした。

該稿本は、前述のごとき「国書刊行会」の原稿用紙に毛筆で書かれ、内扉にあたる第一丁の左端に「證古金石集全」とあり、右肩に朱筆でやや大きく「続々群書類従／雑部 金石」とあり、右下に「明治四十一年二月廿四日・購求」の円い朱のスタンプを捺す。すべて一一二丁（終丁は白紙）、半紙本一冊、袋綴、白茶布目表紙、左端に市島春城館長の筆で茶の枠を印刷した題簽に「證古金石集」と行体で書かれている。巻頭の「證古金石集」の題字の下部に「国書刊行会／植定本」の印記がある。

ちなみに『国書総目録』には、「○金石文○葛西孔彰○学習院（彫虫居写本の内、三冊）・大阪府（三冊）・岩瀬（二冊）」とあり稀覯に属することが知られる。早大本についての記載はないが、昭和十三年七月末現在の『○早稲田大学○和漢図書分類目録（八）○芸術之部』に収録されている。館の図書原簿によれば、明治四十一年二月二十四日、同じく国書刊行会の稿本である市川寛齋の『金石搨本考』とともに購求したものである。この『金石搨本考』は『国書総目録』に収録されているから、偶然的脱漏かと思われる。

編者、葛西孔彰について『国書総目録』は他の記述はなく、著書は『證古金石集』一本のみとなっているが、木崎愛吉の『撰河泉金石文』（大正三年 郷土史研究会・昭和四七年 歴史図書社復刻）の「附録」に「小山田靖齋先生」の一文があるので、ここにそれを再録する。

小山田靖齋先生

撰河泉三州の土、金石家としてその名、三浦蘭坂先生に垂げるもの、大阪の医小山田靖齋先生を得たり。靖齋先

生は友人小山田松翠君の養祖父に当り、證古金石集の著者として、斯界にその重きをなせり。先生、名は孔彰、字は子言、秋香、十洲の別号あり、姓は葛西氏、通称俊蔵、その祖父葛西東民、蘭叟と号す、徳島の藩士なり、始めて大阪に家す。嗣子玄熊（晩に玄龍）名は熊、字は子黄、宜齋と号す、故ありて小山田家を承け、医を業とす、文政九年五月廿四日歿す、七十二歳、墓は口繩坂梅旧院に在り、靖齋先生はその子なり。先生、寛政二年を以て大阪に生れ、家業を継ぎ、伏見町に住し、平野町の医橋本順積の女貞子を娶る。先生は業余、考古の学を嗜み、金石文に精通し、行余漫筆、座右日鈔等の稿本、家に伝ふるもの多く、その最も苦心集成したるは即ち證古金石集三卷なり。当時豊前の金石家柳村西田直養、來りて大阪の小倉藩邸に在り、先生とその好みを同じうするの故を以て、意気相投ず。證古集の稿本は、今伝へて府立大阪博物場の庫中に在り、その序は直養の撰に成り、行余漫筆の中に見え、本集稿本にはこれを冠せず、左に掲ぐ

金石志序

凡そ古を温ぬるに、ひとすぢならず物を玩ぶと、事を好むとの二つあり。物を玩ぶ人は、たゞ其形をめて、あなたがちに故よしをたどらず、事を好む、人はその形をめずのみかは、物につきて又つぶさに古を考へずしてやはあるべき。さて彼物を玩ぶ人を見るに、あるは宮寺に伝はりぬる宝をも求め得ては我物とし、又は古家にをさめたりし物を掘出しては持てはやし、はて／＼は白波の名をも長く世に流すに至りぬべし。まこと事を好む人は、又これと異なり、わずか一片の墓誌につけて、正史のかけたるをも補ひ、一もとの石文を見て実録の遺ちたるをも拾ひぬべしや。おのれ若かりし時より、深く古を好み、いかでさりぬべき書ものしてんとて、好事家の説どもをこれかれ拾ひ集め、物のはしにかき記しを、小山田ぬしの見て、かくまでに心もちゐたまひしものを、かいやりおかむは無念なり、わぬしが志をつがんとて、おのが鈔録したりし上に、又諸家の考を

加へ、その足らざる所をば説を立て、證古金石集と名づけられたり。その精密なること、おのがかけても及ぶべき事にあらず、さるは彼物を翫びてあるまじき宝を欲りするそしりはなく、事を好みて大御書の補を為すべきものは、これの冊子なりけり。いそしきかも、小山田ぬし。うれしきかも、西田直養。

豊国間の郡なる 西田直養

金石学上、兩家の相許し、ことの深き以て見るべく、證古集の成れるは、直養に負へりしことの尠からざるを知る。而も直養の金石年表に序せし、屋代輪池の文を見るに

西田浩然(直養)……字雖識面目淺、而交誼最篤、頃者輯錄皇朝金石文字……附載先輩題跋、加以創見、題曰金石誌予乃出所奏金石搨本示之、頗有增補其書巽然成冊、未遑刊行、因著金石年表、標其題目以備便覽云々
とあり、この序文の成りしは天保九年九月にして、直養の金石志は、爾後尚開版に至らざりしを、先生の編著あるに及び、挙げてその采り入るゝに任せたるものと見るべく、即ち輪池、直養兩家の精力は、先生の證古集に采入され、集めて大成したるものなるを知るに足らん。宜なるかな、その斯界に裨益することの尋常ならざるものあるや。

今その稿本を閲するに、引証の古金石文はすべて真拓本を貼附し、博取広載、諸家の意見に加ふるに、自家の發明を以てし、多く得易からざるの成書たり。

これを外にして、先生の鈔書に勉め、考古に意を用ゐたるは、かの隨筆、日鈔幾十卷の遺書あるによりて窺はれたり。

先生、嘉永五年八月二十六日を以て歿す。享年六十三、梅旧院先塋の次に葬る。配貞子は文政十二年七月十二日先だちて早逝せり(二十三歳)。継室石倉氏、名は竹子、紀州の人、元治元年九月廿四日五十九歳を以て逝けり。



小山田靖齋墓碑 拓本

子太吉郎、玄熊を襲名す、名は弘、字は子充、宴齋と号す、松翠君はその即ち嗣子たり。

余すでに蘭坂先生に私淑して、斯界に耽味することを得つ、後又證古金石集を読み、靖齋先生の遺沢に浴し啓発せらるゝ所最も多し。今や撰河泉金石文の小著成るに臨み、謹んで広く世に伝へられざる二先生の事歴を略述し、斯学の巨匠にして郷土の先覚たる二先生の冥助に報いんとす。在上の靈、希はくはこれを鑒せよや。

(引用文中、原本傍点あり、省略)

また、水田紀久氏に「船場の医家 小山田家の代々」(「船場」四号 昭和四十三年十月)がある。

『證古金石集』を用いた卓越した論攷に板橋倫行氏の「仏足石歌碑の原所在について」(「史学雑誌」四〇巻一一号、

昭和四年十一月『万葉集の詩と真実』昭和三十六年 淡路書房新書『板橋倫行評論集』第一巻昭和五十三年 せりか書房所収)があるが、板橋氏が引いた森川竹

窓の論は、その註に「森川竹窓の意見はすべて「証古金石集」にのせるところによる」としているところから、これを引く亀田孜氏の『日本仏教美術史叙説』(昭和四十五年 学芸書林)の「薬師寺仏足石と仏足図本の論考」の中では、

「森川竹窓の『證古金石集』では松井元景は、仏跡歌碑が薬師寺近傍の小溝の橋となっていたのを見出し、薬師寺仏足跡の散在したものと推定して寄進したと書いている」(二三二頁)となつてしまつている。本書の流布少き故

によるところからの誤謬であろうか。

三

国書刊行会叢書の底本が何れの蔵本であったかは明記されていないが、『国書刊行会出版目録』に掲げる「細目」には括弧を付してそれを示している。しかし、未刊の稿本類にはそれがない。本書の「附録」の「下野国日光山碑」の末尾に、

明治廿七年六月帝国大学に於て豫約金壹円を醸し石版に上せて印行す榎邸も一部を得つとあり、「肥後国浄水寺碑」に頭注を付して「曾て写し置るを以てこゝに挿着す」と「南大門并碑文開」を掲げるが、そこにも、

榎邸廿五年三月熊本県下宝物取調の為に出張せしをり肥後国下益城郡下郷村浄水寺に就て此古碑を実檢し一本を搦し碑の全図などを写さしめて別に収む

と記されている。あるいは、本書は小杉榎邸蔵本を底本としたものかも知れぬが、いまその所在を知らない。

明治期における金石文研究者に黒川真道がいるが、黒川氏は国書刊行会叢書の編輯主任であり、また「同家三代秘蔵の珍書稀籍を惜気なく編輯用に供せられ」ている。黒川家旧蔵の金石関係の書籍の多くは本館の蔵に帰しているが『證古金石集』はなく、また黒川家の『書籍目録』にも本書の記載はない。真道は西田直養の『金石年表』の補訂をしながらも直養とつながる靖斎の金石集は、黒川家には蔵されていなかったものと思われる。しかし、真道は「本邦金石文に関する書籍に就きて」（『考古学雑誌』五卷一二号 大正四年八月）に「一證古金石集写 一冊」と本書を掲げている。あるいはこれが国書刊行会作成の原稿本の底本となったものかとも思われるが、その所在をつきとめる手だてを

知らない。

今、この原稿本を他本と較べながら見て行くと、「藤貞幹」を「葭貞幹」と書き、「銅版」を「銅像」、「狩谷」を「狩野」と書くなど、いわゆる魯魚の誤りが多く、またま行を飛ばして書写したところもある。あるいは当時、対校すべき伝本をえられなかったために廃されたのかも知れない。もつとも、当初予定されていたのは『続々群書類従』の最後の「雑部」であり、そこには当然量的の制限も勿論あったことと思われる。

木崎氏は靖斎の自筆稿本は府立大阪博物館の庫中にあることを記しているが、今その所在を知らない。

十数年以前に加藤諄先生は大阪府立図書館に多治比郁夫・肥田皓三両氏を訪ね、また水田紀久氏も未見の由を確認されているが、今日においても新しい情報はなく、すでに失亡したものと思わざるをえない。

四

大阪府立図書館の蔵本は『国書総目録』には一本のみのごとく録されているが、二本を蔵する。

その(一)は、大正二年二月七日の図書館収蔵印のある上中下三冊の大本(二三五・六一六、受入番号「三七二七三」)の普通本。表題「證古金石集上中下」、本文は黒の十行野紙に墨書した精写本。下冊の奥に朱書で二行に「借写謄者手稿本一校了原本係大阪府立博物館奉蔵ノ大正二年三月初五」とあり、府立図書館が写字生を雇って書写したものの一つのもので、この朱書は当時の司書上松寅三氏が博物館所蔵の編者手校本によって校了の上、奥に朱書したものであろうという。貼付した原拓本を、原寸大で摸し、白紙に墨を塗った上に白字で書いたり、また籠字で写したものを貼りこみ、「孝世按……」の朱の頭注がある。この朱書は奥書の上松氏と思われる文字と同筆である。博物館の本は、明治十年代に大阪書籍館のものを引きつぎ、同三十年代に府立図書館に一部を引きつぎ、また一部は昭和二十一年に大阪

商工研修所にあつたものを図書館に引きつぎ、さらに残りの一部分は大阪府庁にあつたというが、この原本の行方は不明である。また肥田氏がかつて鹿田の目録に手稿本が出ていたのを見た記憶があると加藤氏に語っている。

(二) また一本は「好尚堂／図書記」の印記のある木崎愛吉旧蔵書人の三冊の大本(甲和一四八八)、昭和十年三月収蔵(二二四〇六九)、左肩に「證古金(石・墓志)」と打付け書きに題字を書く。すなわち上巻が金文、中巻が石文、下巻が墓志となっている。青の十行野紙に墨書、薄様に摸本の写しを貼りこむが、原寸大の拓本の摸本は省略してなく、奥書はない。

(三) 別に加藤諄氏蔵の上・中・下三冊の大本は、美濃半紙に十行に墨書してあり、(二)と同系の新写本であるが、解説の文に改行が多い。印記「藤諄・享」。

以上の三本は、すべて「法隆寺金銅釋迦佛像造記」(戊子年十二月十五日)の本文を欠き、模本のみが掲げてある。

(四) 西尾市立図書館、岩瀬文庫蔵の半紙本二冊(二四八一―一四)は、第一冊は大阪府立図書館本と同じで、卷之上・中・下・附録、とからなり、十二行野紙に速写し、挿図を欠く。ままた項目の終りに朱書で、主として『金石私志』を引いて補記し、卷末の見返しに『金石私志』の跋文を貼付する。「法隆寺金銅釋迦佛像造記」は存するが、国書刊行会原稿本とも記事を異にする。卷之中的「威奈大村卿墓誌」と「小野毛人墓誌」と順序が入れ変り、頭注に「威奈大村考証小野毛人考証之次原本錯簡」と朱書がある。第二冊は後人による続篇で、左京千年庵主補輯の『續証古金石集』で「泊瀬寺奥院金銅佛像記」以下十四項を録し、墨付二十丁で、後半十丁は白紙である。文中に「考古界」第一・二篇を引いているから、明治三十六年以後にかかるものであることが知られる。

(五) 学習院図書館蔵、彫虫居写本(〇四一四三)は、越前福井の旧藩士、佐藤硯湖のもので一六〇冊のうちの九三より九五までの薄様の半紙本三冊で、「彫虫居寫本證古金石集上(下・附録)」の題簽を付す。本文十行。上は巻頭に「證古金

石集卷之上」とあり、全文を録す。下は墓誌と碑を録すが、著名・巻次は記されていない。目次は他の写本と同じく、金文・碑文・墓誌の順になっているから、製本の折に綴じ違えたものと思われるが、丁付は通して付けられている。挿図は「小野毛人墓誌」と「伊福吉部徳足姫墓誌」と「元明天皇御陵碑」の三種のみである。全文に朱で読点を打ち、附録の末尾、後表紙見返しに「證古金石集上下巻竝附録原書在日下／部氏八棧研齋借覽之次囑水邨繁藏寫／上巻及附録囑伊藤君坐寫下巻余雅有金石癖／每觀金石之書輒手鈔寫而近頃背疾作／頗困執細筆故托之它人不得已也／明治集有六季初月 尚古主人誠識」と記す。印記は「学習院／圖書之印」の他に「天山閣眞賞」・「越州／藤原／誠印」とある。大阪府立図書館の二本、および加藤氏藏本に欠く、「法隆寺金銅釋迦佛像造記」（戊子年十二月十五日）を有するから、国書刊行会稿本と同系本に属すると思われる。

本稿作成にあたり、加藤諄先生より貴重な資料の提供を賜わり、御指導に与った。また大阪府立中之島図書館・学習院大学図書館・西尾市立図書館、および多治比郁夫氏・小高方氏・原田進道氏をはじめ御世話になった方々に深甚の謝意を申しあげる次第である。

凡例

- 一、本稿は早稲田大学図書館蔵国書刊行会原稿本を底本として、大阪府立中之島図書館の二本（府立図書館本を㉑、木崎本を㉒）と略し、合せて㉓、加藤諄氏蔵本㉔・学習院大学図書館蔵影虫居写本（佐藤硯湖本）㉕を校合に用いた。また岩瀬文庫本㉖も用いた。
- 二、対校にあたっては、必要に応じて右の略記号を用いた。その異動は傍注に（ ）をもって示したが、無印のものは諸本共通の異動である。
- 三、底本の本文は不分巻であるが、諸本を参考に、大阪本・加藤本の巻次表記をとり入れて（ ）をもって示した。
- 四、底本の脱文は対校本をもって補い、本文中に（ ）を付して組み入れた。
- 五、底本は小山田靖齋が原本に貼付した拓本の摸写を欠くが、本稿では参考のため巻末に加藤本の挿図を掲げた。
- 六、底本をはじめ諸本のことごとく句読点を付していない白文であるが、印刷の組版、および校正の便宜のため、銘文の本文を除いた解説に、佐藤本に付されている朱点をとり入れた。但し、本文は白文のままとした。なお、佐藤本は「佛足跡」および「下野日光山碑」には殆ど朱点を施していない。
- 七、諸本、法隆寺の銘文には返り点、送り仮名を付しているが、ここでは省略した。なお、底本の国書刊行会稿本は返り点はあ
るが送り仮名はない。
- 八、底本の明かに誤字と思われる文字については、校訂の諸本を参考にしてこれを正し、注記は省略した。
- 九、必要と思われる注記は、*等の印をもって示した。

證古金石集

(全)

證古金石集目次

大和國法隆寺中金銅觀世音造像記

崇峻四年

同興福寺南門堂銅燈台銘

弘仁七年

同寺金銅釋迦佛造像記

推古二年

伊豆國益山寺金剛盤

同八年

同寺金銅如意輪觀世音造像記

同十四年

山城國白川天満宮鉾銘

延喜八年

同寺金堂藥師佛光背記

同十五年

大和國東大寺正倉院銅鉢記

同十四年

同寺同(所)釈迦佛光背記

同三十二年

同(所)法金剛院鐘銘

文武二年

同寺庫中所安立像釋迦造像記

同三十二年

同興福寺中勸善院鐘銘

神龜四年

同寺二天像記

同三十二年

越前國織田村社鐘銘

神護景雲四年

同(國)西京(粟原)藥師寺塔露盤記

靈龜元年

山城國高雄神護寺鐘銘

貞觀十七年

同(城上郡)粟原寺塔露盤記

靈龜元年

山城國高雄神護寺鐘銘

貞觀十七年

同東大寺銅版勅書

天平勝寶元年

同深草道澄寺鐘銘

延喜十八年

同寺正倉院杖幡鎮鐸記

天平勝寶九年

山城(ナシ) 國宇 治橋斷碑

河内(ナシ) 國春 日村形浦山碑

下野(ナシ) 國那 須國造碑

上野(ナシ) 國多 胡郡碑(皇命碑)

近江(ナシ) 國栗 本郡月輪村碑

大和(ナシ) 國榎 山碑(足跡の次に取めり)

上野(ナシ) 國(金井沢) 下贅郷碑

同(國) 山名村碑

大和(ナシ) 國(西京) 葉師寺仏足跡碑

陸奥(ナシ) 國宮 城郡多賀城碑

同(ナシ) 壺 碑

大和(ナシ) 國宇 智郡磨野碑(川石壁所刻碑)

河内(ナシ) 國古 市村船王後墓誌

山城(ナシ) 國(小野所出) 小野毛人墓誌

大和(ナシ) 國葛 下郡道場山威名大村墓誌

同宇 隋郡八滝村(所出) 文忌寸称磨墓誌

大化二年

持統三年

文武四年

和銅四年

養老元年

同(養老) 五年

神龜三年

天平十三年

天平勝寶四年

天平寶字六年

寶龜七年

天智七年

白鳳六年

慶雲四年

慶雲四年

備中(ナシ) 國下 道郡西三成村下道國勝墓誌

因幡(ナシ) 國法 美郡宇倍山伊福吉部德足比壳墓誌

和銅元年

大和(ナシ) 國宇 智郡大沢村(所出) 楊貴氏墓誌

天平十一年

撰津(ナシ) 國島 上郡光徳村(所出) 石川年足墓誌

天平寶字六年

河内(ナシ) 國石 川郡(所出) 高屋枚人墓誌

寶龜七年

同 國同郡春日村(所出) 紀吉繼墓誌

延曆三年

伊予(ナシ) 國道 後湯碑

下野(ナシ) 國日 光山碑

山城(ナシ) 國比 叡山相輪櫓銘

大和(ナシ) 國益 田池碑

同(大和) 國佛 隆寺鐘銘

山城(ナシ) 國元 慶寺鐘銘

和銅元年

和銅三年

天平十一年

天平寶字六年

寶龜七年

延曆三年

同 十四年

同 八年

同 八年

同 八年

同 八年

弘仁十一年

貞觀五年

元慶五年

元慶五年

振津國島下郡總持寺鐘銘

延喜十二年

肥後國淨水寺碑

延曆九年

同寺燈樓銘

延曆二十年

山城國比叡山鐘

天長四年

山城國比叡山寶幢院鐘

山城國吉野寺鐘銘

貞觀十七年

土佐國山寺鐘

大和國志貴山毘沙門堂飛鉢

延長七年

證古金石集 (卷之上)

浪速 葛西彰子言輯

大和國法隆寺金銅觀世音造像記

辛亥年七月十日記筭評君名大古臣辛丑日崩去辰時故兒

在布本太利古臣又伯佐^(7ヤウ)逆右臣二人乞願

班鳩寺志曰、金銅二臂觀音像記、在于方座緣二方也、持宝珠

梵篋印相、高一尺三寸許、按辛亥年、當崇峻天皇四年、筭評

君者、筭部公評君、古時郡縣、有評督之職、猶後世郡領也、

見續日本紀、^{詳出於那須國 進碑文條下}辰時、班鳩寺志、作良時、故者、緣

故之義、為良時故也、兒者、指右二臣言、左者在也、布本者

(船也)、船氏、見於姓氏錄、太利古者名也、伯佐未詳逆或云

連字、是說得之矣、
*(因)(挿図一)

同寺金銅釈迦仏造像記

甲寅歲三月廿六日弟子王延係奉為現存父母敬造金銅釋迦

像一軀願父母乘此功德現身安穩生々世々不經三塗遠離八

難速(生)去淨土見仏聞法

甲寅年、推古天皇二年也、王延孫、姓氏録曰、出自高麗(國)人、

* (因) (挿圖一)

同寺金銅二臂如意輪觀音造像記

歲次丙寅年正月生十八日記高屋大夫為分韓(邦)夫人名阿麻(古)願南无頂礼作奏也

高几二尺餘、在綱封庫中、記在其(座)縁、丙寅、推古天皇十四年也、正月(生)十八日、謂正月月始見之後、第十八日也、

當時未用曆日、非因月之明晦、莫知每月之更改、故以月初見於西方為朔、訓詁為月立、者以是也。猶尚書哉生明、其後雖行曆法、然辺鄙

猶認月見數日、故天智天皇十年十一月紀、對馬國上言云、月生二日、是足以見古時素樸之風也、高屋連、河内神別神魂神

十世孫、伊已止足イゴトス*尼大連之後、見姓氏録、伊已止宿称、舊事紀作五十琴宿称、世系詳見彼第五卷、右狩谷望之説也、(改行)按韓

邦夫人、邦與國同字、姓氏録曰、神饒速日命六世孫、伊香色雄命之後、武烈天皇御世、被遣韓國復命日、賜韓國連、分字、

狩谷椽齋、讀為分韓夫人、而脱邦字、或云、為分韓邦夫人願、

為分別之義、皆不通、俟後考、作奏、或為猶云作奉、又為奏事之刻誤、今按奏字、有上進之義、則為奏字、亦可通、

* (因) (挿圖三)

(法隆寺)
同寺金堂藥師光背記

池邊大宮治天下天皇大御身勞賜時歲次丙午年召於大王天皇与太子而誓願賜我大御病太平欲坐故埒造寺藥師像作仕奉詔然當時崩賜造不堪者小治田大宮治天下大王天皇及東宮聖王大命受賜而歲次丁卯年仕奉

屋代弘賢曰、記中所稱、丙午用明天皇元年、丁卯、推古天皇十五年、池邊大宮、用明天皇都、紀云、即天皇位、館於磐余、名曰池邊雙槻宮、續紀云、石村池邊宮、旧跡幽考云、在十市郡安部長門邑、小治田大宮、推古天皇都、紀云、即天皇位於豊浦宮、十一年冬十月己朔壬申、遷小墾田宮、續紀、作小治田、

栗原信充曰、邊を邊に作るは、唐李龜か牡丹詩に初て見(文)たれば、此銘よりは遙の後なり、御を御に作るは、王右軍か辭中令帖と、呂秀巖か景教流行中国の碑に見(文)多たり、然るに、

顏元孫は、御御上俗下正といへり、願を願に作るは、鍾繇か維摩經と、右軍か辭中令帖、顏真卿か麻姑仙壇記に見多、(エ)與を与に作るは、干録字書に与與上俗下正と見多たり、(エ)(讀本片仮名)

狩谷望之曰、欲作欲、見漢北海相景君銘、卯作列、見猪名大村墓誌觀禪堂鐘銘高屋枚人墓版延曆廿年多度寺資財帳等、

西田直養曰、此像用明天皇の詔もて、推古天皇聖德太子と共に、

十五年丁卯歲に造りたまひしこと、此記に明らかかり、

佛工の事さだかならねど、同じ堂なる釋迦佛像は、同御宇の

卅一年癸未歲に、止利仏師の作なるよし、其光背に記したれば、

此像も同人の作ならん、望之曰、天平廿年法隆寺資財帳

(ニ)載之と云々、勞賜時勞るとは、本は何事によらず、自らく

るしむをいふ、病するも苦むかたなればしかいふ、万葉五

に、意乃何身志、伊多波斯計禮婆とあるにてしてしるべし、歲次

丙午、年は用明天皇元年なり、召於大王天皇與太子而誓願賜

は、用明天皇御病の時に、御妹額田部皇女と、御厩戸皇子と

を召て、誓賜ひしといふことなれば、皇子はまだ凡人にてお

はせし時の御名はかゝれず、さらば名於天皇与太子と記すべ

きを、かく大王といふ二字をしもことさらにかき加へしは、

此記の末に、太子の事を、東宮聖主といたく敬いて記せれば、(四)

推古天皇の御事を、たゞ天皇とのみ稱し奉りては、いかにも不敬のやうなれば、大王の二字を加へて、聖王に聯對したるなり、元來爰にかけける大王といふことは、末に出たる大王より起り、その末の大王は、又其下なる聖王より起るとしるべし、太子の御事を、書紀にも、萬機を撰し天皇の事を行ふとありて、道後碑には、法王大王といひ、此堂なる釋迦佛光背の記には、上宮法皇としるし、書紀にも法大王法主王などありて、當時の稱辭すべてかくの如し、(五)故將造寺藥師像作仕奉、望之曰、仕奉猶言奉造、河内國西琳寺記、載天平十五年緣起云、天忍羽廣庭天皇已卯年九月七日、始大山上文首阿志高時率諸親屬等仕奉、此寺并阿彌陀丈六佛像僧搵持釋云仕奉者造佛立寺之詞也云々、とあれば、一概に造仏造寺のみにもあらず、君父に仕るにも仕奉といふは、統紀、慶雲四年詔に、汝藤原朝臣乃仕奉狀者、今乃末不在云々、とあり、物を造ることにては、祈年祭祀詞に、皇御孫命乃瑞能御舍乎仕奉氏、とあるにて知るべし、さて爰に藥師像を作りてとありて、又仕奉とあるは、重語のやうに思ふめれど、すべて上つ世の詞つかひは、言をかさねていへるはつねの事なり、(六)またもの造る事にては、神龜三年上野國高田里結知識碑にも、天地誓願

仕奉石文とありて、やがて碑を造ることなり、(也)大命受賜而は、天皇と太子と、丙午の歳に用明天皇の大命をうけたまひてなり、歳次丁卯年仕奉は、推古天皇の十五年に、此佛像を造るといふことなり、

(法隆寺)
同寺金堂釋迦光背記

法興元卅一年歳次辛巳十二月鬼前太后崩明年正月廿二日上宮法皇枕病弗愈于食王后仍以勞疾並着於床時王后王子等及與諸臣深懷愁毒共相發願仰依三寶當造釋像尺寸王身蒙此願力軫病延壽安住世間若是定業以背世者往登淨土早昇妙果二月廿一日癸酉王后即世翌日法皇登遐癸未年三月中如願敬造釋迦尊像并挾侍及莊嚴具竟乘斯微福信道知識現在安隱出生入死隨奉三主紹隆三寶遂共彼埤普遍六道法界含識得脫苦緣同趣菩提使司馬鞍首止利佛師造

屋代弘賢曰、法興元世(卅)一年、實推古天皇廿九年也、嘗讀璫囊抄、上宮太子與善光寺如来書、用如号(此)、吾疑之(久)矣、今日

擊此記以識有此号、若夫麗氣記類所未載也、而法興之号、書於道後碑、法興元世記于此、乃當時實錄、異邦亦有此類、依

是思之、臨時私設必矣、猶延曆中解文、用大長之号、山密往來、所載諷誦書、謝德之号、可以比類也、鬼前太后、上宮太子母、穴穗部間人皇女、而不知鬼前為何号也、法皇即太子、王后斥太子妃膳氏、推古紀云、廿九年春二月己丑朔癸巳、太子薨、平氏傳曰、春二月、太子与妃、同日而薨、然不与此紀同、(是)可以廣異聞、鞍首止利、推古紀、作鞍作鳥、十三年夏四月、為造佛之工、寺傳云、山城大兄皇子、奉為父上宮太子、造金堂安此像、然則此記、出大兄王子之手、不可疑也、

(卅)市河世寧曰、法興元世之号、帝尊崇釋氏、興隆佛法、元年正月四日、首建法興寺刹柱、四年始竣工、故其徒創寺造佛者、矜大其事、以法興紀年也、國史曰、廿九年春二月己丑朔癸巳、厩戸豊聰耳皇子命薨、癸巳、二月五日也、然造此像、本為太子疾病而起、作記者於其薨日、不宜差誤、且後世祀太子者、用二月廿二日、則史氏失誤、不俟論而明矣、又二后崩薨、及世一年造佛像事、皆國史所不載、亦可以補其闕漏矣、止利者、鞍部村主、司馬達等之孫、多須奈之子、故以司馬鞍首、為姓也、(卅)(ツツシ)

(〇)栗原信充曰、太子傳みな御歳五十とするを、書紀及帝說補闕記等は、申午に誕生ありて壬午に薨じたまふとみゆれば御歳

四十九にぞならせたまふ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺ 紹運錄皇代記、之みな推古廿九年二月廿二日薨、四十九とみふ㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺ 膳夫人と

同じ日に薨せられしといへるは、大なる誤なり、釋迦光背銘

を、法王帝説に釋て曰く、今依此銘文、應言壬午年正月廿二

日聖王枕病也、即同時、膳大刀自得勞也、大刀自者、二月廿

一日卒也、聖王、廿二日薨也、是以明知膳夫人先日卒也、聖

王後日薨也、則證歌曰、伊我、留我乃、止美能井乃美豆、伊加

奈久尔、多義氏麻之母乃、止美乃井乃美豆、是歌者、膳夫人

臥病而為臨没時、乞水、然聖王不許、遂夫人卒也、即聖王誅

而詠是歌、即其証也と、柳菴隨筆に見へたり①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺ 柳菴隨筆㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺

符谷望之曰、岸字以土、僅見是銘、天平寶字三年所爲阿銘經、①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺ 柳菴隨筆㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺

岸字作坼、亦諸字書所不載、又曰、上宮厩戸皇子妃、為皇子

所造、亦在法隆寺金堂、天平廿年法隆寺資財帳云、王后敬

造、按上宮法王帝説、太子娶膳臣順子女、蘇我馬子女、及尾

張王女橋王、而膳氏、先太子薨、則資財帳所云、王后、非蘇

我氏、則橋王也、寺傳謂、山背大兄王造者、謬傳耳、上宮法

王帝説、謂法興元世一年者、是時厩戸皇子、與蘇我大臣、謀

興隆佛法、故云尔、非年號也、辛巳、推古天皇二十九年、鬼

前太后、斤穴太部間人女王、是厩戸皇子之母、明年壬午推古

天皇三十年、王后即厩戸皇子之妣、膳部氏、諱善岐(々)美郎

女、順子臣之女、翌日、謂廿二日、則知厩戸皇子以推古天皇

三十年二月廿二日薨、法隆寺繻帳文亦云、歲在辛巳十二月廿

一日癸酉、日入、孔部間人母王崩、明年二月廿二日、甲戌夜

半太子崩、正與此合、推古天皇紀云、二十九年二月己丑朔癸

巳日半夜、厩戸豐聰耳皇子命薨、蓋史策之誤、當以是記及繻

帳為正也、癸未推古天皇三十一年也、三主、蓋謂太子母后及

妣、安隱、説文新附云、穩安也、古通隱、佛經多用安隱字、

經首止利佛師、推古天皇紀、作鞍作鳥、鳥祖司馬達等、父多

須奈、而司馬達等、以繼體天皇十六年二月歸化、見扶桑略記、

鳥為造佛之工、亦見推古紀、敏達紀云、鞍部村主司馬達等、

用明天皇紀云、鞍部多須奈、蓋司馬其本姓、而達等歸化之後、

賜鞍部姓也、其云鞍部云、鞍部村主、云鞍部作、皆同、①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺ 柳菴隨筆㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺

信充讀銘文、鬼前太后為次辛巳十二月鬼前大后崩、言鬼與魄

同、為哉生魄之魄、是亦一説、存俟後考、

同寺庫中所安金銅釋迦佛像造記①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺ 柳菴隨筆㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺

戊子年十二月十五日朝風文將其零濟師慧燈為嗽加大臣誓

願敬造釋迦佛像以此願力七世四恩六道四生俱成正覺

班鳩寺志云、金銅觀音記在于方座縁二方持寶珠梵筍印相高一

尺三寸許、

戊子年、推古天皇三十六年也、朝風文人名、朝風姓、文名なるべし、將はひきゆる義にて、零濟師は、朝風文が所謂(尊)の僧にて、所謂導師など云が如し、慧燈は其僧の名なり、嗽加大臣は蘇我馬子の大臣なり、この記文を熟思するに書紀を考るに、卅四年に馬子の大臣薨じ、られたれば、卅六年戊子は、蘇我大臣の薨ぜられし三年にあたり、朝風文は大臣の家司などの人にて、大臣追福の為に所尊の僧慧燈をかたらひて造れるなるべくや(片仮名)

或高田與清が説のよしにて、文を吹の字の省文とし、濟師を薬師佛のこととし、此寺の本尊、元来薬師如来なれば、其本尊の慧燈(フリストモシ)を、朝風吹て零さんとするが為に、嗽(ハ)で大臣の誓願を加へ、敬て釋迦の像を造ると訓す、此説何事とも不通、文を吹の背文と云こと、いとうけがたし、零濟師はたつるをすくふと云義にて、今の世にいふ導師など云んが如し、朝風の姓、ものに見(え)えず、されども當時蘇我家の家司なれば、公事に預るほどの人にはあらざるべし、又或云朝は伴なるべし、風文は名なるべし(と)、されど(朝をと)もと訓ずれども、伴とは云べからず、とにかくに上古の文、猶後賢の考を

侯のみ、慧燈は、推古紀に、三年五月、高麗僧惠慈歸化、則皇太子師之、とあれば、慧燈もなにとやらん僧の名なるべく覚ゆ(諸本 此項總テ片仮名)

朝風姓、文名、零者、零落之零、濟者、濟世之濟、言弘濟沈淪之師、猶謂即今導師僧也、若零落於苦海者所濟救之師也、仏者(改行ツツシ) 慧燈僧名、

按此記、推古天皇卅四年馬子大臣薨、卅六年當其大祥忌、朝風文者、或此蘇我之家司之輩、為馬子臣追福謀其所識之僧慧燈而所造之像(此項アリ)

大和志曰、高市郡稻淵村龍福寺界内有墓表、曰二位竹朝臣墓、天平勝寶三年歲次辛卯四月三日葬于朝風南、文字頗剝減、(據墓表則朝風者号大和地名、文者或居士期、故号朝風文那、地名為姓、姓音多例、附以俟後証)

* ① 戊子年則推古帝卅六年也、記文朝風文者姓、文者名釈、將則卒之義、零濟師言朝風所尊崇僧名、零者零落之零、而濟世之濟、所謂零落苦海者、所濟救之師也、慧燈其僧名、嗽加大臣即蘇我馬子、按書紀卅四年馬子大臣薨、卅六年子當其大祥忌、朝風者或大臣之家司、為馬子追福、謀尊信之僧于慧燈、造是像耶、

** ② ③ (挿圖四)

(法隆寺)
同寺 二天造像記

山口大口費上而次本閉二人作也

藥師德保上而鐵師到古二人作也

持國增長二天王之像、在法隆寺金堂、記在光燄背、按孝德天皇白雉元年紀云、是歲漢山口直大口、奉詔刻千佛像、是像豈非所謂千佛之一耶、上猶言首領也、現報靈異記、謂國守為上、費是姓、直古或作費、見神護景雲元年三月及寶龜四年五月紀、欽明天皇紀、有河內直文、引百濟本紀、作加不至費直、並假作價直之字也、姓氏錄蕃別、載山口宿禰、為後漢靈帝之後者、是姓氏錄、又有皇別山口朝臣、云武內宿禰之後、故紀云、漢以分之也、藤蒙齋好古日錄以為韓人、非是、姓氏錄蕃別、有和菜使注、云出自吳國主、照淵孫、智聰也、藥師德保、或其後也、鐵疑鐵字、德保所造像、形勢與大口所造像略同、且記文如出一手、則蓋其造亦在白雉元年也、狩谷望之說、

* (釣斗 圖五)

(ナシ)
大和國添下郡西京藥師寺塔擦銘

維清原宮馭宇天皇即位八年庚辰之歲建子之月以中宮不忿創此伽藍而鋪金未遂龍駕騰仙大上天皇奉遵前緒遂成斯業照先皇之弘誓光後帝之玄功道濟群生業傳曠劫式於高躅敢勒貞金其銘曰巍巍蕩蕩藥師如來大發誓願廣運慈哀矜猥聖王仰延冥助爰飭靈宇莊嚴調御亭亭寶刹寂寂法城福崇億劫慶溢萬齡

右刻在藥師寺東塔利柱上隅東、奈佐勝泉曰、清原宮、清御原宮也、天武天皇宮室於崗本宮、南遷以居焉、是謂飛鳥淨御原宮、馭(與)御同、四方上下謂之宇、天皇、天武天皇、拋此文、天皇元年為癸酉、不與日本書紀同矣、天武紀曰、九年十一月壬申朔癸未、皇后體不豫、則為皇后誓願之初、與承藥師寺、仍度一百僧、由是得安平、此云建子之月、中宮不忿、似(與)史有差、然銘言其始不豫、史書平愈之日、是以迭有不同、鋪金猶言莊嚴、或曰、鋪金如布金、用給孤獨園故事、太上天皇、即持統天皇、類聚國史曰、藥師寺者、淨御原天皇、為皇后而所建立也、而創基未竟、宮車晏駕、皇后含悲歸佛、終成寶刹、銘稱清原宮馭宇天皇即位八年庚辰之歲、則其元年在癸

酉、而日本書紀、以壬申為元年、史與銘已爽一年、然俱是盡敬贈皇之製作、而自相矛盾何也、其銘先於史蓋十數年矣、方浮屠落成、倉卒所製、是以傳當時之實焉、史則奉勅所撰、實為國之盛事、躬為總裁、宜潛心殫思、以撰錄焉、故幽微回迂、為君父諱避、此其所以通不同也。

市川世寧曰、序中稱中宮、稱太上天皇者、皆指持統天皇、則此銘成於文武天皇嗣位之後、可推以知也、史於文武天皇二年十月云、以藥師寺構作略了、詔衆僧令住其寺、則書銘亦在此時也、持統天皇之時、猶未落成也、或以為天武天皇時之物、疎漏甚矣、

高橋文中集古帳跋云、藥師寺浮屠露盤銘、相傳為舍人親王書、盤有六層浮屠之頂、固難攀援、就而搦之、則睹其真者、蓋渺矣、曾自寧桑人獲此本、顏鋒顏頰、太失筆意、當時刻手之拙可嘆、

高田與清引屋代弘賢日記道之幸云、十二月六日の條に、藥師寺へ行云々、六重の塔云々、天武天皇の御宇草創云々、かつまたの池は真下にあり、高さ十六丈、空輪の長さ五丈ほどありとぞ、さて九輪の心柱をく(し)みて、屋の上におほひたるを露盤といふ、方五六尺もあらんか、高さは二尺ばかり

(あり)、露盤のうへに、上のひらきたる鉢のさましたるものゝふちに手をかけて、いきみて露盤にのぼる、年比聞(し)わた(りぬる銘文は、心柱の東のかたに多りてあり、塔の心柱をは、擦といふよし、順朝臣の倭名鈔に見へたれば、擦の銘といふべきなり、世人露盤の銘といふはさやまりなりと云云、

同國城上郡粟原寺塔露盤銘 今藏大和多武峰

此粟原寺者仲臣朝臣大嶋惶惶誓願奉為大倭國淨美原宮治天下天皇時日並御宇東宮敬造伽藍云尔故比賣朝臣額田以甲午年始至於和銅八年合廿二年中敬造伽藍而作金堂仍造釋迦丈六尊像和銅八年四月敬以進上於三重寶塔七科鑑盤矣仰願藉此功德皇太子神靈速證无上菩提果願七世先靈共登彼岸願大島大夫必得佛果願及含識俱成正覺

狩谷望之曰、粟原寺今廢、大和志言、廢趾有十市郡粟原村、鑑盤今藏多武峰妙樂寺、按仲臣、即中臣、姓氏錄、中臣雷大臣、或作仲臣、中仲古通用、中臣朝臣大嶋、天武持統兩紀、數見、日並御宇東宮、天武天皇皇子草壁王子也、王子、為文天武天皇、元正天皇皇考、天平寶字二年八月追尊、奉稱岡宮御

宇天皇、但是時未上尊號、而言御宇、頗似可疑、然王子、天武天皇之時為皇太子、撰万機、至持統天皇三年薨、雖未嗣皇統、與天皇之尊、其實無異、古以帝位、比之太陽之精、所謂天日嗣是也、皇子與帝、相並御天下、故當時稱曰日並御宇東宮、日並御宇、當讀比南美、甲午、持統天皇八年也、伽藍即伽藍、隨龍寺碑作伽藍、多度寺資財帳作伽藍、皆是、梵語對譯、不必拘文字也、余往讀崇峻天皇紀、有鑪盤博士某、欠時無辨鑪盤是何物、今於此銘始知之、七科蓋七階也、猶云七層也、四天王寺本願緣起、言多寶塔第一露盤、誓手鍍金、亦謂

露盤第一層也、本願緣起、係後人為記、然因のツク、其出在一條帝時、故取證。

屋代弘賢曰、此露盤、多武峰の寒殿に在り、世人いまだ知らざりしを、寛政四年の冬、余初て見出せり、記文を見るに、中臣大鳥が、天武天皇の皇子草壁王の奉為に建立せしなり、和銅八年は、皇子薨じたまひてより廿七年にあたり、記の首に、寺壹院四至限東竹原谷東岑限南太岑限榎村谷西岑限北忍坂川、と多りたるは、筆の跡も拙く、同じ物とは見えず、さて此寺の事は釋書にもしるさず、かゝる事にて見しは、いと不思議なる事也、(ことなり)*按仲臣朝臣は、書紀持統紀四年天皇即位の所に、中臣大鳥朝臣讀天神壽詞とあり、此人ならん、日

並皇子は、草壁王の御事にて、元正文武二帝の御父なり、後追尊ありて岡宮天皇と申す、比賣朝臣額田は、鏡王の女に、額田姫王と云人ありて、天武天皇に召され十市皇女を生めり、時代も同じければ、此女なるべし、此記の文にて考るに、仲臣朝臣の此寺を創造せしを、額田姫王又伽藍をも加へ金堂を建て、和銅八年に三重の寶塔を造りて、此露盤の銘をば記せしなり、此寺何れの時荒廢せしにや、後の考をまつ、(諸本片仮名)

* ② (「按」ヲ「西田直義抄」トスル)

同 東大寺銅版勅書 二通向背彫之、今二月堂藏之、

菩薩戒弟子皇帝沙弥勝滿稽首十方三世諸佛法僧去天平十三年歲次辛巳春二月十四日朕發願稱廣為蒼生遍求景福天下諸國各合敬造金光明四天王護國之僧寺并寫金光明最勝王經十部住僧廿人施封五十戸水田十町又於其寺造七重塔一區別寫金字金光明最勝王經一部安置塔中又造法華滅罪之尼寺并寫妙法蓮華經十部住尼十人水田十町所冀聖法之盛与天地永流擁護之恩被幽明而恒滿天地神祇共相和順恒

將福慶永護國家開關已降先帝尊靈長幸珠林同遊寶刹又願
太上天皇太后藤原氏皇太子已下親王及大臣等同資此福
俱到彼岸藤原氏先後太政大臣及皇后先妣從一位橘氏太夫
人之靈識恒奉先帝而陪遊淨土長願後代而常衛聖朝乃至自
古已來至於今日身為大臣竭忠奉國者及在子孫俱曰此福各
繼前範堅寄君臣之礼長紹父祖之名廣給群生通該庶品同辭
愛細共出塵籠者今以天平勝寶五年正月十五日莊嚴已畢仍
置塔中伏頭前日之志悉皆成就若有後代聖主賢卿承成此願
乾坤致福愚君拙臣改替此願神明効訓

狩谷望之曰、銅版詔書、藏在東大寺、二月十四日續紀、天平十
九年十一月己卯詔所云亦同、然於十三年紀、則係之三月廿四
日、未知何謂也、是詔在讓位後數年、而言皇帝、又謂既崩元
正天皇、為太上天皇、謂太皇太后宮子、為皇太后、謂今上寶
字稱德孝謙皇帝、為皇太子、謂皇太后光明子、為皇后者、皆
是天平十三年發願之語、非勝寶五年落成時之文、先(後)太政
大臣、鎌足公不比等公、橘氏太夫人、果大養宿弥東人女三千
代也、適不比等公生光明子、和銅元年十一月、賜橘宿禰姓、
天平五年正月薨、天平寶字四年八月、贈正一位為大夫人、然

此詔豫曰太夫人、殊不可曉、

屋代弘賢道の幸、十二月朔日の條に、東大寺へ行云々、盛衰
記に見へし、聖武天皇の我等興復せば天下興復せん、我寺衰
葬せば天下衰弊すべしとの御記文も、あかぶねの板にありた
るがまさしくあり、金銅の銘文とぞいふなる、寺僧は鐵簡と
いひ傳へたれど、銅券などこそいふべけれ云々、

施

封五千戶

水田一万町

以前捧上件物遠限日月窮未來際敬納彼三寶分依此發願太
上天皇沙弥勝滿諸佛擁護法藥薰質万病消除壽命延長一切
所願皆使滿足令法久住拔濟群生天下大地人民快樂法界有
情共成佛道以代代國王為我寺檀越若我寺興復天下興復若
我寺衰弊天下衰弊復誓其後代有不道之主邪賊之臣若破若
犯障而不行者是人必得破辱十方三世諸仏菩薩一切賢聖之
罪終當隨大地獄無數劫中永無出離十方一切諸大梵天護塔
大善神王及普天率土有勢威力天神地祇七廟尊靈并佐命立

功大臣將軍靈共超大禍永滅子孫若不犯觸敬勤行者世世界
福終隆子孫共塵城早登覺岸

天平勝寶元年

平城宮御宇大上天皇法名勝滿

右刻在前詔背、

狩谷望之曰、按續日本紀、天平感寶元年閏五月癸丑、捨諸寺
純綿布稀墾田地詔文、略同、遠江國相良平田寺、亦藏是日勅
書、蓋是所賜大安寺、(寺)廢後在于此也、其紀年云天平感寶與
史同、按是歲七月、讓位於皇太子、改元勝寶、然今詔在閏五
月、而云勝寶者、是刻蓋同在刻勝寶五年詔之時、故記以改号
耳、在其帝位、而稱大上天皇、續紀及平田寺勅書、皆同、疑
不能明也、又按續紀、是日所捨東大寺墾田地限、亦大倭國分
金光明寺四千町、並不與此詔合、續紀又曰、天平勝寶二年二
月壬午、益大倭金光明寺封三千五百戶、通前五千戶、此詔豫
曰五千戶、亦蓋追刻時所改增也、

(東大)
同寺枚幡鎮鐸記

東大寺枚幡鎮鐸 天平勝寶九歲五月二日

證古金石集

穗井田忠友曰、聖武帝之周忌(御)齋道場幡の銘簡白綾朱字、
枚幡の銘簡緋純墨字、共に天平勝寶九歲歲次丁酉夏五月二日
巳酉とかけり、此時の莊嚴たりし幡蓋の類、今尚東大寺の正

倉にあり、又枚幡の風鎮銅鐸十餘口あり、刻字斯の如し、然
るに聖武帝の崩御を、續紀今年五月乙卯に載て、前後の月次

朔の干支を記さず、乙卯何日たること知るべからずといへど
も、東大寺五月二日の御忌、今に至るまで奉祀を失(はず)ず、

又一代要記(も)、二日と云へり、大日本史は、儀鳳曆術の推算

四月小なるを持って、要記(を)さへ用られず、三日乙卯と定ら
れしは、根本たる東大寺の奉祀を求漏されたる故なるべし、

續紀、明年五月巳酉周忌也とある巳酉、即二日なるをも、三
日の次第に建られしはいかに、類聚三代格の序に、五月廿日

詔曰とある文、即續紀の丁卯勅曰云々の同文なるまで、校證
の届かざりしにこそ、* (諸本片仮名)

* ④⑤ (挿図六)

(東大)
同寺銀壺記

東大寺銀壺 重大五十五斤 甲

蓋實并臺惣重大七十四斤十二兩

天平神護三年二月四日

同臺銘

東大寺銀壺臺 重大十二斤 甲

穗井田忠友曰、甲壺高一尺四寸、口径一尺四寸、围七尺四寸、但曲尺、下働之、重大五十五斤を、今秤もて試るに、九貫九百匁也、甲臺徑一尺四寸二分、高四寸、重大十二斤は、今秤二貫百六十匁也、乙蓋銘云、重大五十二斤、乙臺共銘云、重大十斤八兩、八兩は則半斤なり、其今量は甲に准知るべし、雜令に權衡二十四銖為兩、三兩為大兩一兩、十六兩為斤、と見多、(ナシ) (エ)

又量銀銅者用大、此外官私悉用小者、とありて、義解に、金貴於銀、鐵賤於銅、即貴者用小、賤者用大、と注せり、其大一斤は今秤の百八十匁、小一斤は六十匁なり、續紀、天平十一年四月、令天下諸國改駄馬一疋所負之重大二百斤、以百五十斤為限、と見多たるも、卅六貫匁を廿七貫匁に改減せられたるごと知るべし、銘に蓋實とあれとも、其蓋なるものは未見之也、(諸本片仮名)

* (四〇) (挿図七)

同國興福寺南円堂銅燈臺銘

銅臺銘并序

弘仁七(載)歲次景申伊、豫權守正四位下藤原、朝臣公等追遵、先考之遺敬志造銅、燈臺一所心不乖麗器期、於撰慧景傳而不窮慈、光燭而無外遺教經云、燈有明(明)命也、燈延命、譬喻云為佛燃燈後、世得天眼不生冥處普、廣經云燃燈供養照諸、幽冥苦病衆生蒙此光、明緣此福德皆得休息、然則上天下地匪日不、明向晦入冥匪大不照、是故以功德奉翊

先靈七覺如遠一念孔、迹庶幾有心有色並超、於九橫無小無大共鑄、於八苦昔光明菩薩燃、燈說咒善樂如來供油、上佛居今望古豈不美、哉或標良因貽厥來者、云大雄降化應物開神、三乘分轍六度成津百非洗蕩、万善惟新更昇、◎頭注「按」非句点以示各行字数也 * (餘字) (本) 初利示以崇親一薰修福

屋代弘賢曰、嘗聞橘逸勢書、而銘尾脫失、不見姓名、弘賢奉職於南都、詣一乘院宮、親(視)逸勢真蹟、為伊都内親王所書之願文也、以初行中草後真、傳云、元御府物、嘗賜先世親王、

若其運筆結體、墨色紙質、咸莫可疑也、以是徵之、此銘筆力及結構、逸勢真蹟昭々然矣、

狩谷望之曰、銅燈臺、在興福寺南圓堂前、燈臺六方、銘亦六版、末二版逸失、今所存四版耳、景申即丙申、唐人為太祖諱丙為景、此襲用之、孝謙皇帝所寫一切経跋亦云、神護景雲二年歲在戊申五月十三日景申、與此同、藤原朝臣、名緯不可知、或謂冬嗣公、非是、文中追尊先考之遺敬志、造銅燈臺一所、按敬志恐倒置、匪大不照、亦應作火、皆書者偶誤耶俟後攷、

彰按に、上の遺敬志は、書誤倒置にあらず、先考の遺敬志とよみて能く通ず、又下の匪大不照と云へる大の字、榻本を熟覽するに、火の字にまぎれなし、
* (詔本版片名)

* ㊦㊧ (挿図八)

伊豆國 益山寺金剛盤

養加山

于時弘仁八歲正月吉日

當山住扣

屋代詮文曰、此物は伊豆國君澤郡堀切村なる益山寺の什物な

證古金石集

り、金銅を以て造る、護摩壇の獨鉢を置く物なり、此地昔は熊坂村の内なりしが、今は別村となる、
* (ナン)
* (詔本版片名)

山城國愛宕郡白川天満宮鉢

一之鉢表延喜八年三月十三日

(鉢圖略之)

* ㊦㊨ (挿図九)

大和國 東大寺銅鉢銘

重大五斤五兩延喜十四年十二月十一日別當大法師智愷住

時作入

按ニ、今秤九百五十六匁二分五厘、

同臺銘

重大一斤七兩

按ニ、今秤二百五十八匁七分五厘、

* ㊦㊩ (挿図一〇)

金石志ナ山城國乙訓郡とあり
法金剛院鐘今在京師妙心寺

戊戌年四月十三日壬寅収 糟屋評造ウツチノチ春米連廣國鐘

岡崎信好曰、妙心寺庫院之西楼上所掛鐘、腹有斯款識、余躬

登楼上、響揚而得之、唯収字評字、漫漶難辨、餘皆易觀、古

老傳道、曾屬騷亂、有壯夫數人、擔此鐘來、粥五千錢而去、

盖綠林豪客也、考天正慶長之間耶、後有知者、謂此法金剛院

之鐘、吉田兼好法師所謂黃涉調者是也、

市河世寧曰、相傳鑄於文武帝即位二年戊戌、時不建紀號、故

唯錄干支云、(ウツク)

符谷望之曰、戊戌、文武天皇二年也、四月十三日壬寅、以長

曆推之、正合、収請取而収之也、糟屋筑前國郡名、扶桑鐘銘集、釋為糟屋者誤、

評造猶云郡領、古時郡縣用評字、大神宮儀式帳云、難波朝

延、天下立評給時、續日本紀、天平寶字八年紀、載(紀)寺奴

益人等訴云、本國水高評人内原直牟羅、其郡司亦評督、春米

連、左京神別、神饒速日命之後、見姓氏錄、廣國、書傳無載、

鐘即鐘字、古書及漢唐諸碑、皆通用、徒然草所謂黃涉調者即

是也、

* (ウツク) (挿図一一)

(南 京)
大和國 興福寺中勸善院鐘 彫銘二行八十字

捷槌神器金懿仁風聲振鷲岳響暢龍宮奉為四恩先靈聖躬遊

神壽域悟言天衆(ウツク)鍛輪息下柝機清空芥城伊竭弘誓無窮鑄銅

四千斤白藤二百六十斤神龜四年歲次丁卯十二月十一日鑄

之主德因時

符谷望之曰、從古鐘銘皆款文、此獨為識文、銘多漫漶殆不可

讀、奈良人松井元孝精意釋文如斯、主德因時、盖願主人名、

疑是韓人、

越前國(ナシ) 織田村社鐘

剱御子鐘(亦) 神護景雲四年九月十一日

山城國(ナシ) 高雄神護寺鐘銘

愛當之山神護之寺三寶既備六度無虧唯所有梵鐘形小音

窄故禪林寺少僧都真紹和尚始發弘願有心改鑄鎔範未成

衣袂早化檀越少納言從五位上和氣朝臣彥範悼和尚之遺

志尋先祖之舊蹤以貞觀十七年八月廿三日雇冶工志我部

海繼以銅一千五百斤今鑄成焉恐年代久遠後人不知仍聊記於鐘側右少辯橘朝臣廣相之詞也

銘一首八韻

傳音在器

證果惟回

尔祖初業

厥孫聿遵

宿昔三尺

今日千斤

體有寬窄

功無舊新

山聲萬歲

谷響由旬

聞宜覺夢

扣即歸真

慈周世界

感及非人

雕琢勝趣

蒙叟當仁

參議正四位下勘

解由長官兼式部

大輔播磨權守菅

原朝臣是善銘

圖書頭從五位下

藤原朝臣敏行書

*（底本改行ナシ）

狩谷望之曰、神護寺在山城國葛野郡高雄山、因号高雄寺、天長元年九月、和氣朝臣真綱等、請以為定額、名曰神護國祚真言寺、見類聚國史、元亨釋書云、釋真紹、幼事弘法大師、長受灌頂于實慧、齊衡之間、建禪林寺、貞觀十五年七月七日滅、

證古金石集

序云、鎔範未成、衣被早化者是也、按系圖、彝範、清麻呂公

四世之孫、真綱之曾孫、並是顯人、俗稱此鐘為三絕鐘、非虛

也、序仍聊記於鐘側、山城名勝志、脫聊字、銘厥孫聿遵、名

勝志、鐘銘集、並作幸遵人、慈周世界、鐘銘集、作沙界、皆

誤也、雕琢勝趣、琢即琢字、古人多作琢、又作嗽、同義、鐘

銘集、作雕琢勝趣、名勝志、作雕琢縣趣、俱誤、

市川世寧曰、此鐘、序銘分屬二手、亦沿古制也、梁智藏法師

碑、湘東玉蕭繹撰銘、蕭幾作序、蕭挹書之、世号三蕭碑、

類聚國史佛道部に出たる淳和天皇天長元年和氣真綱和氣仲世

二人の表文を見るに、父清麻呂、道鏡の命にて宇佐宮に至り

しに、大神の託宣にて、一寺建立すべしとのことなれども、

其事なければ、遺意をつぎ神護寺を建しよし*（語本片假名）なり

道澄寺鐘銘 今在大和國宇智郡小島村榮山寺

道澄寺者從三位守大納言兼右近衛大將行皇太子傳藤原朝臣參議左大辨從四位上兼行勘解由長官播磨守橘朝臣為報四恩濟六趣合誠勩力所建立也堂宇比薨南北輪奐尊像接座前後跣趺兩相公宿殖香火之緣生為瓜葛之戚非唯現世結契

潤之情亦欲淨利共安養之樂故各取其名首字以為此寺額題所以貽本緣於來代期同志於他生也藤原相愛命覺匠乃鑄鴻鐘且將令長夜昏迷聞妙聲而知曉苦海沉溺驚梵叫而通津延喜十七年十一月三日銘之其詞云

禪師施治菩提緣虛受必應響高自傳從夕至曉出定之入禪傍唱衆聖遙警大仙法喜增感耶夢驚眠通阿鼻獄達有頂天劫數億萬世界三千一音利益無限無邊

狩谷望之曰、道澄寺、中古廢絕、今時再建、在山城國紀伊郡

斜橋傍、鐘今在大和國宇智郡小島村柴山寺、蓋道澄寺廢時、

移此也、拾芥抄云、道明澄清二人、合力建立、則知藤原朝臣

道明卿、橘朝臣澄清卿也、按系圖、道明、武智麻呂公五世孫、

保蔭之第二子、澄清、諸兄公六世孫、良基之第五子也、鐘序

所載、官銜皆與公卿補任合、又按良基之女、適保蔭、生道

明、則澄清與道明舅姪、序云、生為瓜葛（之戚者是也、契闊

約束也、韓詩說見經典積文、或云、道澄二公並預撰延喜）式、

見忠平公序、世知有二公、賴此鐘銘存耳、

市川世寧曰、道澄寺者、藤原道明、橘澄清、相與所創也、按譜道明之母、為澄清之媿、故叙中有各取（其名）首字初以為此

寺額題、及生為瓜葛之戚等語、世傳小野道風書、時道風歲未壯、早已成就如是、宜哉千古以為臨池家之宗、

中井誠之石刻本跋曰、芳野西北三里許有柴山寺、其鐘原山城國深草里道澄寺物、有故徒此久矣、相傳銘小野道風書、延享年間、余友土橋良慶者、嘗遊於寺、偶見大奇之、欲傳人間、即謀諸僧、々乃印一本以貽之、然字（皆）左隴、點畫不完、於是三宅正誼、與良慶及一二友生、重如寺懇僧、請改模、強而後可、乃踐架繫鐘、劬打碑法、得一本而還、復視諸初本、參伍校定、刻于石云、實寬延二年己巳之歲也、龍塾中井誠之識、

同帖五井純禎跋云、宋王洙言、日本僧寂昭、善書迹、習二王而不習華言、但以筆札通意、元趙子昂言、日本艸書如唐人、學二王筆也、明丘濬言、日本人送蔡庸煇瓊州詩、以唐體字以晉書爾、嘗臨野道風艸書、開闔溫雅、實如其言、今復觀此^②搨書、結構仿唐人、而遒勁特類蘇子瞻、高古軼之、道風生寬平年間、已先子瞻奇矣、非復後世書家之所能及矣、

⑦(證古金石集卷之中)

⑦(浪速 葛西彰子言輯)

宇治橋断碑

洩洩横流

其疾如箭

修

世有釋子

名曰道登

出

即因微善

爰發大願

結

屋代弘賢曰、此碑は宇治の橋(寺)にあり、幅一尺ばかり、長さ一尺五寸餘あり、打割たり鑿の跡あり、いかなればかゝるにやといふかれば、(頷)近き比礎石に文字あるを見つ、ほり出しつゝよく見れば、宇治橋の碑なりとて、かくてあるなりといふ、以上廿七字あり、全文は帝王編年記に見多たり、然れ共、(トカ)扶桑略記には、道登を道昭とかきたり、水鏡には、宇治橋は道登つくれりといひ、編年記には、宇治橋は元興寺道登道昭奉勅造といへり、然るを日本紀にしるされず、續日本紀道昭が傳に、此橋を造るとしるされ、道登のこと(は)さらになし、元亨釋書本朝高僧傳等の書にもせず、(い)といふかしきを、此石文の折ながらか

(つた)く傳はりて、道登といへる名のあざやかに残にたるぞ、其功も朽せでいとめでたし、さて編年記に、奉勅とするせしぞ心得がたき、法師に仰て橋造らせられしといふこといといふかしきに、又此二人奉勅て造りしならば、日本紀にもしるさるべく、又石文にもありつくべし、こはわたくしの勸進にて作りたることは、銘文のうちに、爰發大願結因此橋、とあるにてもいちじるし、又道登道昭同人にやといふ人もあれど、道登といへる次の句に、出(自)山尻惠満之家、と見へたれば、道昭とは別人なり、道昭が年をかぞへみれば、此橋造りし大化二年は、わづかに十七歳にぞなりぬる、かれおもふに、道登が棟梁にて道昭は力をあはせしものならむ、さて編年記なる全文には、洩々横流、其疾如箭、修々征人、停騎成市、欲赴重深、人馬亡命、從古至今、莫知杭葦、世有釋子、名曰道登、出自山尻惠満之家、大化二年、丙午之歲、構立此橋、濟度人畜、即因微善、爰發大願、結因此橋、成果彼岸、法界衆生、普同此願、夢裏空中、導其昔縁、とあり、(ウツク)尾崎雅嘉の説に、寛政三年辛亥の夏、一夫偶放生院の藩籬の側をうがちて得たるよしなり、然るを弘安九年にたてし

網代禁制の石塔の銘に、有川称宇治、境磯地角、昔有道登、創建橋梁、といへることあるを以て思へば、五百五十年前までは現存に在せしこと明かなり、(ナシ)何れの頃に埋れしや、後の考をまつ、(俟)*(諸本片仮名)「非尾崎説尾張中村雜韻」

形浦山碑

河内國石川郡春日村妙見寺

飛鳥淨原大朝廷大弁官直大貳采女竹良卿所請造墓所形浦山地四千代他人莫上致木犯穢傍地也己丑年十二月廿五日

藤貞幹曰、碑石長二尺許、闊一尺許、今移于春日村、妙見寺中に立、采女は姓氏録右京神別に云、采女朝臣石上朝臣同姓、神饒速日命六世孫大水口宿禰之後、書紀云、天武天皇即位十三年十一月、采女臣賜姓朝臣、按に姓を賜りしは、即竹良卿なり、書紀に、竹羅に作り、又筑良筑羅に作る、形浦山は石川郡春日村に在り即ち采女氏の告地なり、土人誤てかたひら山と云、四十代は方五尺を一步と為す、四十代は二百歩なり、己丑年は、持統天皇即位三年の己丑なり、(諸本片仮名)

狩谷望之曰、竹羅、天武紀云直大肆、此云大弁官直大貳、皆可補史闕、代者古人量地之法、見上官聖德法王帝説、法隆寺

資財帳等、書紀頃字亦讀與代同、弘仁十三年十一月五日、明法博士額田國造今足勘云、檢舊説、令前租熟田五十代、租稻一束五把、以大方六尺為步、々内得米一升、二百五十步為五十代、拾芥抄云、田以方六尺為一步、卅六步為一段、(頭三百六十步為一段)積七十二步為十代、百四十步為廿代、(百四、四下)恐脫、二百六十步為卅代、(ナシ)六之讀、二百八十步為四十代、(八十、四下)恐脫、五十代為一段、二説不同、或有時沿革歟、按四千代以頗過廣、貞幹釋為四十或是、然碑正作千、今姑從之、

那須國造碑

高三尺八寸五分闊一尺五寸八分文字所存
高一尺九寸三分闊七寸七分八行々十九字

永昌元年己丑四月飛鳥淨御原大宮那須國造追大壹那須直韋提評督被賜歲次庚子年正月二壬子日辰節弥故意斯麻呂等立碑銘徳云尔仰惟殞公廣氏胤國家棟樑一世之中重被貳照一命之期連見再甦碎骨枕髓豈報前息是以曾子之家无有嬌子仲尼之門无有罵者行孝之子不改其語銘夏堯心澄神照乾六月童子意香助坤作徒之大合言喻字故無翼長飛无更固

藤家知明日、永昌元年、佐々子曰、唐武皇永昌元年、當持統三年、此時本邦年号闕、故假異城年号乎、新井氏曰、永昌者

朱鳥也、朱四二字、上頭一點、皆碑面剝落之跡耳、我東方建國以來、未始有稱蕃異邦奉其正朔者也、年号亦何以假為、按此說至論、然打碑今所見永昌二字、宛然無可疑、想此時令投化之三韓人、多置於此地、當時投化人中有文字者而作之乎、其文其書、非和非漢、殆似出韓人之手、韓者則為唐之服從、假用唐年号者、不可疑、持統紀曰、元年三月以投化新羅人十四人、居于下野國、賦田受粟安生業、飛鳥淨御原天武天皇之都也、那須、和名抄云、下野國那須國造、國造本紀云、下野國造、難波高津朝御世、元毛野國分為上下、豐城命四世孫奈良別、初賜國造、追大壹、天武紀、十一年改爵位之号、仍增加階級、追位四階、每階有大廣、并四十八階、直、拾芥抄第五曰、真人宿禰連王公首造直云々、韋、上頭剝落不分明、佐々子釋作事、新井氏為韋、為孰是提評督被賜、新井氏譯為都督、今見評字分明、想提督唐官名、評事亦官名、唐百官志曰、評事八人、掌出使推按、然則於提督文字、挿加評事、擬官名乎、雖和漢無提評督官、被賜二字、非官名公義二事何也、弥、雖夕體刻缺、尔旁髣髴、弥、珍俗字、滅乃病而滅也、意斯麻呂同名、万葉集有之、然不同時、銘偲、新井氏偲作德、今所見全無剝落、詩云、其人美且偲、毛傳云、偲才

也、銘追慕之義、殞、歿也、棟梁、造屋置頂上木、故置諸官上之名、今此稱譽太過、不似本邦文法、廣氏、姓氏錄曰、大和皇別、廣來津公、上野朝臣同祖、豐城入彥命後也、景行紀云、五十五年二月、以彥狹島王、拜東山道十五國都督、是豐城命孫也、然病薨、東國百姓悲其不至、竊盜王尸、葬於上毛野國、同紀八月、詔御諸別王曰、汝父彥狹島王、不得向任所而薨、故汝專領東國、是以御諸別王行治之、早得善政、由其子孫於今在東國、然則此直、其尊胤可知也、重被貳照、是此直一世之中、提督評事二官被貳乎、貳副也、一命之期連見再甦、甦蘇俗字、仲虺之語曰、後來其蘇、碎骨之下髓字上不分明、佐々子作視、新井氏作挑、今所攝字體孰如此、為杭則杭消訛刃方為圓也、碎骨訛盡髓之義乎銘夏堯心、佐々子所讀、新井氏為雖窈窕心、知朋按、執其中者、堯所以授舜、々以授禹也、夏禹也、堯之中心銘禹之心肝、則為忠字、銘夏以下廿字、蓋隱語乎、說見下、澄神照乾、澄靜清也、神陽魂也、心神靜思澄神、以分別事理者、列字義也、照乾火義、火能照映、乾燥猶温暉同火日列下連火畫、二字合為烈字、六月童子、メ者古文五也、ノ者月也、楷體又号新月、五一月合為六月、梅膺祚曰、罪人之子、没官給使者為童也、六月子字、

合為孝字）、又古今通字云、季古孝今、許誠碑陰八字、隱語之中、以七之字為立字、則六一之義合數、又大明寺題壁、以尺一為寺字、則十一寸之義、皆以數為謎字也、從老從子為孝字者、非隱語之義、意香助坤、意者思也、香古作良米之氣味也、食從之、助者介也从八从人、說文作爪、介者輔賓之人也、易曰坤者衆也、衆本字三人為爪也、八人三人良思意之則合為養字、養者供也、下奉上曰養、作徒之大、魚頰曰、公徒三万、盖言作徒之大也、假義以為公字、則為忠烈孝養公之義明矣、合言喻字、此一句論離合之實語也、無翼長飛、无根更固、此二句、管子戒篇之語也、曰無翼而飛者、聲也、無根而固者、情也、碑文闕聲情之二字、古有覆畫省体、違正隨俗、皆離合謎字之法也、後漢孔融、晋潘岳、宋謝 各有離合詩、不逞毛拳、今我 皇朝傳隱語于金石者、始于此碑、追曹娥之蹟者乎、漢土既有忠烈廟忠孝碑、則予解義亦不無所據、雖不當黃絹幼婦之正、以發揚忠烈孝養之義者、死者有知、那須國造、再欣々然於地下焉、

狩谷望之曰、碑在下野國那須郡湯津上村、俗称笠石、舊在荆棘中、土人觸犯者、必蒙殃崇、有僧圓順、以是事語梅平村人、大金重貞者、梅平水府封内、重貞以聞義公、實貞享四年

之秋也、義公好古、即命臣佐々宗淳、就攝之、元祿四年三月、更命有司、封築安碑於其上、建亭以護之、巋然存于今者、公之賜也、蒙齋曰、永昌元年、當作朱鳥四年、盖係洗者改作、今審觀之、字樣不類、其說似可信、朱鳥四年五年六年（七年）、見万葉集、朱鳥七年、見靈異記、不得據史断言朱鳥之號僅一年也、飛鳥淨御原宮、天武天皇所營、帝崩、持統天皇嗣御是宮、至八年九年、始遷（都）藤原、故碑謂持統天皇之時、猶稱淨御原大宮也、猪名大村墓志所云、後清原聖朝即是也、追大壹、天武天皇所製爵位四十八階之第三十三等、那須直、姓也、所謂胙之士而命之氏者、姓氏錄不載、其祖不詳、韋提名也、佐々氏釋作那須直事提、非是、評督官名、猶後世郡領也、既於妙心寺鐘跋詳之、白石新井氏云、評督是都督之誤、亦不知古時有評督之職也、康子即庚子、係文武天皇之四年、庚作康、又見伊福吉部氏墓志、唯未見西土人以康為庚者、弥字旁从夕、下文殞字同、弥故猶言病死也、佐々氏釋作弥、故疑為物故之訛、並非是、偲訓志奴布、思慕其人義、万葉集多用之、盖是問会意字、非詩所謂美且偲之偲、白石新井氏釋為德字、亦非也、棟椽即棟梁、無翼長飛、無根更固、盖本於管子戒篇、無翼而飛者聲也、無根而固者情也之語、唐

高宗三藏聖教記亦云、名無翼而長飛、道無根而永固、然銘文多不可讀、諸家往々強作解事、不可據信、今姑從佐々氏所釋、蒙齋謂是碑為持統天皇時物則誤矣、

屋代弘賢曰、土人の説に、先年旅客の洗を經たりとぞ、其時和漢合運の類を以て、漫に永昌元と洗せしものならむ、今も永昌(二七)の字、搦本に就て熟視すれば朱鳥四の字畫隱々と見ゆ、又曰、評督の名續紀にあり、こほりのをさとよめり、韋提は名評督は官号なること知るべし、唐の永昌元年は、本朝の持統天皇の三年にあたれども、是は那須直の評督の宮を賜りし年なり、此碑建られしは、廉子に次る歳とあれば、文武天皇の四年なり、佐々氏の説によるは大誤なるべし、* (繪本片仮名)

* (四) (挿圖一)

多胡郡碑

弁官符上野國片岡郡綠野郡甘良郡并三郡内三百戸郡成給
羊成多胡郡和銅四年三月九日甲寅宣左中弁正五位下多治
比真人太政官二品穗積親王左大臣正二位石上尊右大臣正
二位藤原尊

伊藤長胤曰、高四尺四寸、横二尺、厚一尺八寸五分、覆石方三尺、厚六寸、此碑在上野州多胡縣本鄉村、今屬長崎豫州之采邑、有大樟樹擁其傍、碑身半為所却齧、土人呼為羊大夫之社、不知何故、或以為穗積親王之墓、不知前世置鼎之碑、按續紀云、和銅四年三月、割上野國甘良郡織裳韓級矢田大家綠野郡武美片岡郡山等六郷、別置多胡郡、碑蓋此時所建、又按慶雲二年九月、二品穗積親王知太政官事、和銅元年、石上麻呂任左大臣、藤原不比等任右大臣、故碑上各列名銜、觀此則前時王化之隆、郡國等省建置、必有表碣、(四) (ツツク)

平景瑞曰、按万葉集載石上乙麻呂卿配土佐國之時歌曰、石上振之尊者弱女乃惑尔縁而云々、符、王羲之黃庭經、國、王羲之曹娥(碑)、出漢仲定碑、緑、王僧虔法帖作多、給、十七帖、座鶴銘、四、王獻之法帖、寅、褚遂良陰符經、真、黃庭經、穗積古多禾从ネ、(四) (ツツク)

藤貞幹曰、羊は半の誤ならむ、并て三郡の内を三百戸の郡と成し給ひ、半を多胡郡と成すと讀て、其義通ずべし、(四) (ツツク)
市河世寧曰、續紀云、和銅四年三月辛亥、割野云々、碑所刻、乃其宣命也、故首云、弁官符、史云、三月辛亥、乃詔出之日、碑云、甲寅、乃書宣命之日、故中間隔兩日也、(四) (ツツク)

栗原信充曰、宗長が東路のつと、本正(た)六年はま川並松別当にして、色かへぬ松は暮行秋もなし、此別當俗長野、姓石上也、

並松上野國多胡郡弁官符碑文銘曰、太政官二品穗積親王左太

臣正二位石上尊、此文系図在布留社とみゆ、さて此銘の羊給の二字、高田與清は羊養相通じて給養といへれど、貞幹の説

のごとく、半の字の點畫をましたるなるべし、養養辛辛損益

することを、唐人の筆に見へたれば、羊半の損益もなかるべしとも定めがたし、いかにも成給半とよまでは、續紀の意にたがへり、信充著柳庵隨筆、與清著書漫筆、(ツツク)

狩谷望之曰、按續日本紀、和銅四年三月九日辛亥、割上野國云々、九日甲寅、則辛亥為六日、碑史相差三日、給羊字不可

續、蒙齋曰應作半、義祖通、然文理不穩、不如闕疑為勝也、太政官即知太政官事、慶雲二年九月紀云、詔二品穗積親王知

太政官事、是也、石上尊麻呂公、藤原尊不比等公也、尊訓美古登、古時尊重其人之稱、谷川淡齋、誤以為朝臣之省者、可笑矣、蒙齋為多治比真人三宅麻呂(公)、三宅麻呂為左中辨、

續紀不載、然位階適合、亦後為左大辨、則或其人歟、(ツツク)

常陸人柴魚曰、續紀三に、從七位上私比都自云々、續後紀承和十年正月、上野國新田郡人勲七等犬養直子羊弟真虎等二人

賜姓文部臣とありと、云々、

* (因)(挿図二)

近江栗本郡月輪村碑

養老元年十月十日石相立超明僧

屋代弘賢曰、此碑、近江國草津驛の西南月輪新田村にあり、建たりし故を知らず、石柵立ならむ歟、(諸本片仮名)

下賛郷碑 上野國群馬郡金井澤

上野國群馬郡下賛郷高田里三父子孫為七世父母現在父母現在侍家刀自他田君目頸刀自人兒加那刀自孫物部君千足次瓢刀自次巳斯刀自合六口又知識所結人三家毛人 次知万呂鏝師儀部君牛麻呂合三口如是知識結而天地誓願仕奉石文 神龜三年丙寅二月廿九日

市河世寧曰、此碑字體多效六朝、如騶作瓢願(作願)寅作寅、有古意可見也、(因)(底本(ツツク))

菅伯美曰、文理雖不通曉、其中多署人名、且有天地誓願等語、蓋民間奉佛者、結社立誓事也、(因)(ツツク)

符谷望之曰、佐野在山名村北廿餘町、古歌所詠、佐野船橋(船)即此、距佐野村一許町、有一小堂、俗呼云放光山顛邊寺、或云是放光寺之蹟、又上野國神名帳、有群馬郡放光明神、然則放光寺在於此、亦未可知也、蒙齋以其文似高田里碑、其所在亦相近、云或出一手、定以辛巳為天平十三年、余謂高田碑、以神龜紀年、此時不合含天平之号、以干支紀、則辛巳當在天武天皇十年也、

* (5)(6) (挿図四)

大和國(ナニシ) 薬師寺佛足石碑

原文畧之

符谷望之曰、碑建在佛足石之後、所鐫和歌廿一首、其十七首、咏贊佛跡、四首、呵責生塵、碑罹火災、以故四邊有剝脫者、中亦有磨泐不存者、其剝脫而後人取舊文補刻者、今圈以別之、其磨泐者、今從野呂氏摹本填入、亦匡以存之、第二首、拾遺和歌集載之、云光明皇后、自書于山階寺、佛蹟、皇后崇奉佛教、其吟詠想當如此、按義楚六帖、載西域記云、佛在磨竭陀國、詖吒離城、石上印留跡、記辨法師、親禮聖迹、自印將來、今在坊州玉華山、鐫碑記讚、皇后蓋劬此也、契冲律師

云、山階寺即興福寺、或云佛跡石及此碑、古昔在興福寺、後移置薬師寺、然第十五首、詠薬師佛、則似舊在於此、方外友西教寺潮音曰、第十五首、使用客醫舊醫之事、見涅槃經、亦喻釋迦教勝於餘教、非謂薬師佛也、按第九首、第十四首、並云、舍加乃美阿止、非謂薬師佛明矣、雖是寺安薬師佛、然又有釋迦佛跡石、亦何害、拾遺集云山階寺者、恐傳聞之誤、以為移置者、以碑見在薬師寺、不与拾遺集合、臆度為之說、不足據也、潮音近日考證記文、注釋和歌、並精密可掬、以有專書、此不贅、

竹窓森世黃曰、佛足跡を詠ぜし歌の碑は、光明皇后の御筆といひ傳へたり、これは南都の墨工松井元景と云人、其近在の藪の中に、小溝の橋にしてありしを、松井好古の嗜ありし人にて、此石橋の形質尋常のものにあらずとおもひて、よくあらひ見られたりしに、文字ありしをよみて見れば、佛足を詠(ま)ぜし歌なり、歌の中薬師寺(ま)という歌あるより、薬師寺(ま)にある所の佛足跡をおもひ合せて、これに附たるものゝ散在せしと推察して、取あへず薬師寺へ寄附せしなり、其比には佛足跡も雨覆ひもなく、堂の傍に打捨ありて、打碑する人もなかりし故、寺にも此歌の碑をも、其まゝ堂の椽に置たる

を、偶京師あたりの考古家、此あたり参詣の時、これを見て、蠟墨をもつて打摺せしもありたれど、又うたがふ人は、松井の偽造せしものなれといひて、うけざる人もありしとさん、寶曆年間東都の人野呂元丈といふ人、参詣してこれを尊信して、佛足跡の傍に立て、ちいさき堂も建られて、佛足歌碑ともに翻刻して一冊子となし、寺に納められしより、世にも廣くなりて、寺にも始めて人の賞翫する事をしりて、大切にするやうになりたり、世黄按に、佛足跡の石は、伽藍地にはいづれも建置れたるものなりしが、多くは回録の難にあひて、其跡のうせたるものなり、今も東大寺法華堂の中には、木にてこれを摸し、岡寺天王寺には、石にて摸したり、興福寺にも、近來まで仏足石をすゑおかれし跡とて、金堂の焼地の後に跣石ありしか、今はそれも失たりと、奈良の老人は(かた)語りたり、されば拾遺集哀傷の部に、山階寺の佛足を見て光明後の詠したまひし歌をのせたり、よつて按ずるに、山階寺は今の興福寺の佛足跡に付たるものにてありしを、回録の時、持のきて、近在に捨置たるが、其時佛足石もやけ亡たれば、此歌碑も後には知る人もなくなりて、土民(愚俗)の何ともわきまへなく、すたれて自然と溝の橋(に)となりしなるべし、

されば此碑を捨置たる所、興福寺よりは十丁(拾)に過ず、薬師寺よりは一里もへだたり、これは興福寺にありし事疑ひなし、松井氏も考古の人なれば、唯目前に佛足石の残りたると、くすり、師といふ歌によりて、惑はれたるなるべし、此歌のくすり師といふは、薬師寺の事にてはなく、只佛經の中のくすり師といふを用ひられしなるべし、松井氏の此碑を見出されしは、碑の為には功あれども、あらぬ所へ寄せられしは、いと惜むべし、(おし)
(おし)

山川正宣が和歌の解に云、野呂實夫曰、盖十七首讚佛跡歌也、四首詠呵責生死也、といへるが如し、然れども今現に二十一首あるがうへに、碑の左方缺落したれば、恭の例にならひて、一は二にて、もと廿七首ありし歌の、六首は失たるならむと、或説には見へたれど、後の四首佛跡に合ざれば、實夫等の説を是とすべし、賀茂真淵の佛足石記にも、二十七首云々とあるは、右の一説によれりしか、されど記中に寶曆十三年、おのれ大和國を見めぐりける次に、自すり寫せりとさへあれば、今の家集は傳寫の誤にや、かにかくに廿七首といふ説はとるべからずと云々、同人又云、此碑の和歌をば、聖武の皇后の御筆作なりと云は、拾遺集に碑中第二の歌を引直し(おし)
(おし)

て入られたるを證とせしのみ、他に考ふる所なし、契沖阿闍梨が勝地吐懷篇にも、拾遺の歌を載て、注云、山しな寺は、興福寺なり、此佛跡をゑれる石、今薬師寺にあり、傍に碑のやうに二十首ばかりの和歌をゑれる石あり、ともに光明皇后の建させたまふといへり、天竺に佛足の跡を残したまふ石あれば、それをおほしめしやりてゑら(き)せたまふ歟、もしくは、彼圖などの渡れるを寫させたまふ歟、とありて、其所由詳ならず、真淵に至りて、初て跣石の文をも搦うつせし事は、家集佛足石記(に)抑佛のみあと處は、其もと天竺の阿育王の精舎のいはほの上に在しを、唐の貞觀のころ、王玄策とふ臣を天竺へ使につかはされたるに、かの跡をうつしもてかへりて、其國なる普光寺に石に鐫たりけり、さてこゝのみかどのむかし黄文の本實をもろこしへみ使(し)せられし時、こをう(穿)つしもて来り、ならの右京の禪院へ(お)をさめつるを、天平勝寶元年七月に、文室真人淨三と、更に石にゑりつけらる、此ゆゑよし其ふみともしるされたりと有ぞ、かの跣石釋文ともいふべしされど後面の、淨三の夫人茨田女王の追福の爲なるを洩せり、さて佛跡の歌廿一首は佛跡落慶の日などに集たる人々の各(ナシ)によみたる歌を、行道の諷誦として、やがて碑に鐫て建たりとおほしければ、筆者など

をばしひて考ふべき物にはあらず、さるからに、同意なる歌も、薬師をよめるも、呵責生死の歌もまじりたるなり、又此碑の歌廿一首、皆下の句をすこしつゝかへて一句添たり、是も例のあることにて、萬葉第五山上億良和為熊凝途志歌六首とて、長歌一篇短歌五首あり、其短歌尽く今と同じく、末をかへしてよめり、五首の体尽く今と同じき由は、千蔭が略解にもしるれば併せ考ふべし、この石碑の摹本も、百年前には直にすりうつす事もなく、皆臨寫なりけん、諸本多誤脱ありて、その謬を傳へたる説もすくなくならず、其一二をいはず、吐懷篇山階寺注に、碑文の歌第二首め、曾太礼留比止乃の曾を胃として、胃太礼留比止乃として、又与伎比止乃、麻米尔布祁牟、万葉錄に、麻米尔美耶矣と有て、註六字爲一句此格多矣、とあるに、また布の字を加へて、七字とせしは、依の落字をもおもはで、後人の所爲なるべし。古今餘材鈔に、壬生忠岑が長歌の老のかずさへやよければの註に、薬師寺光明皇后のたてたまへると云佛足の跡を多りつけたる石あり、其かたはらに此事をよせたまへると云、廿首ばかりの和歌同じく石に鐫てたて(お)る其中に己乃美阿止夜与都比賀利乎中今のやよにつを加へて、多くの光と宣べるなるべし、真淵續萬葉論、同注云、佛足跡のやよつひかりは、たゞ數の光とはいふべからず、光に數をいはむも

覺束なし、愚案に、やみつ國をよもつ國ともいへば、夜と与
 と通じ、与と毛と通じて、四方津光と云なるべし、放光於四
 方救諸之衆生と也(也)なり、宣長古今遠鏡、同註云、餘材にひけ
 る佛足石歌のやよつもこれなり、よけいと云ばやを省けるな
 りとて、各契沖の説を受傳へたり、然れ共、真淵は後に大和
 遊覽の次に、直に榻寫せし故(ゆへ)にや、古今打聞には、右の説を
 略き、魚彦が古言梯よろづの註にも、佛足石云々と證に拏た
 るに、自餘の先哲、みな善本を得ざりしはいかにぞや、それ紀
 記萬葉の如きは、其書廣大なれども、又傳寫の誤すくなから
 ず、この碑は、實に千歳已上の文字、現然として不朽に傳は
 れば、僅々廿一首といへども、後世假名の規範とせむに、又
 類あるべきや、況邊土僻邑(ゆへ)にしも、あらざるものをかの燈下
 は中々に暗してふ譬論は、これらをこそいふべけれ、又十二
 首めの、乎遲奈伎夜、和礼尔於止礼留、比止乎於保美、和多
 佐牟多米止、宇都志麻都礼利の註に、をぢなきは、日本紀に
 懦弱微弱等を点ぜり、夜は助語にて、我微弱にも、猶劣れる
 衆生の多きをば濟度せむ為に、この佛跡を寫して奉仕(のす)せと
 なる(ゆへ)、十四首の、久湏利師波、都祢乃母阿礼等、麻良比止乃、
 伊麻乃久湏理師、多布止可理家利、を註して云、くすりしは、

實夫云、法華經佛為鑿王、遺教經我如良鑿知病說藥云々、日
 初云、按此蓋詠本願寺藥師也、言海外客之所携者、非尋常所
 彫之像也、契沖之說右に同じ、まらびとは、和名抄玄蕃寮、
保字之、万良 全古本に、實客末良と有て、專異國より渡りし
比止乃豆加佐 人(ゆへ)をいふなり、藥師寺の本尊は、百濟國よりわたして、祚蓮
 法師龍宮の伽藍を摸したるなど、古傳に見へて、今も麻良比
 止の藥師とさへあれば、契沖日初等の説によるべし、此歌人
 々のよみ出たるを集めて書つらねたりとおぼしければ、佛跡
 をおもはず、只藥師如來を讚せる歌もまじりたるならん、前
 後同意の歌をも載たるにて合(か)せ考(か)ふべし、めたしはめぐらし
 の約にて、感歎の意なり、呵責歷生之歌第一首(の)、乃利乃
 多能を、實夫は、法田猶福田といへれど、為の字義とす、法
 のために佛を尊て後世を祈るべしと、次の与都乃閉美伊都々
 乃毛乃を、涅槃經に、地水火風如四大蛇五蘊(ゆ)如施陀羅、名義
 集に、施陀羅惡人を云と有、かゝる汚穢の身なれば、早々厭
 離して佛道に入べしと也、又志尔乃於保岐美、都爾尔多具鞞
 利、正法念經、死生吞衆生華嚴經に、歷王到時とある、王を
 おほきみといへば、死王を其まゝしにのおほきみと訓ぜし
 なり(也)、萬葉緯に、死之多身欲(欲)といへるは、いたらぬ説なり、

於豆(可)閣下良受夜、おづは、日本紀に懼を点ぜり、不可懼裁なり、

佛足石圖

原図畧之 文字共略(ウチシ)

狩谷望之曰、佛足圖石、在西京藥師寺、所引西域傳、與西域記、法苑珠林、載略同、所記佛跡尺寸、西域記、釋迦方誌、慈恩傳、續高僧傳皆同、今曲尺計之、其廣正合、其長曠二寸、不知何謂、蒙齋以記中一尺八寸、為一尺六寸之誤、未檢西域諸書也、觀佛三昧經、事同文異、蓋係操觚者之纂節、王玄策使天竺、見唐書西域傳、法苑珠林云、貞觀二十三年、有使圖寫跡來者、即是、磨下二缺字、當是揭陀、輪下缺字、蓋處字、黃文連、出自高麗國人、久斯那王、見姓氏錄、本實、天智天皇紀、持統天皇紀、文武武天皇紀(天智)並載、而無向唐國之事、按天智天皇十年紀、黃文造本實獻水、其豈非得於唐國而獻之耶、普光寺、唐貞觀五年、為太子承乾建、見佛祖統記、禪院道昭所建、初在飛鳥、後移平城、詳見續日本紀、及三代實錄、按續日本紀、智努王、天武天皇之孫、父一品長親王、天平十九年正月、授從三位、天平勝寶四年八月乙丑、賜文室真人

於姓、* 按八月無乙丑、九月廿二日即得乙丑、然不与此云九月七日合、所疑、天平寶字五年五年、改名淨三、授正三位、六年正月、為御史大夫、八年正月、叙從二位、九月致仕、寶龜元年十月薨、野呂氏摹刻此文、卷末所附淨三卿履歷、訛謬頗多、故余為正之、亡夫人茨田郡王、法名良(ウチ)或末詳、按續紀云、天平十一年正月、授無位茨田女王(皇)從四位(下、位)階丙午適合、或某人也、三國真人、繼體天皇之子(皇)王子之後、見姓氏錄、淨足無攷、文中石字(王字)休字、磨滅不可見、此從野呂氏摹本、蓋或見不損本也、今匡以分之、但野呂氏摹本、案作尋、十指作帶相、商作商、相作彩、損於河中脫於字、內心作恩、由其而減、作由共減、有暴惡龍脫有字、以杵繫崖之上、衍山字、龍□□伏作暴龍、出伏、寺佛堂作在佛堂、迹(作)跡、不遇作不異、天竺磨□□國脫磨□□二字、曰見作回見、此本作日本、四條一坊(作)四行坊、盡作至、一十三箇日脫一字、盡師安万作安方、三國真人淨足、作文室真人淨三、皆誤、末行石字、手字、呂字(足字)、仕奉字、人字、野呂氏不刻、蓋闕疑之意、不足責也、背後及右側二面、野呂氏不刻、豈不獲搨本耶、是記石質頑堅、不得深刻、文字隱晦、多不可讀、又高卑拗塊、剝隨其勢、是以世罕有搨本、余親至西京、經七日之久、精撫一本、纔得釋之、其方圍下方二題字、埋在

塵土中、余摩訶數日之後、始獲之、前人所未曾見也、

森川世黃曰、葉師寺の仏石は、河州茨田郡の王の夫人の菩提の為に建られしもの也、石の背面に、伏願爲亡夫人從四位下

茨田郡王法名良式敬寫釋迦如來神跡、伏願夫人之靈魂、高遊

入无勝之妙邦、受□之聖□、永脫有漏、高證无為、同霑三

界、共契一真、といふ文字あり、拾遺集の歌は、碑の二首め

の歌にして、碑の、彌蘇知阿麻利、布多都乃加多知、夜蘇

久佐等、曾太礼留比乃、布美志阿止己呂、とあるを、かた

ちを姿といひ、やそくさを備へたりと云、それたる人をむか

しの人と有、考古の人猶よく考定めたまへと云、然れば碑

は、光明皇后の筆跡にて、山階寺興福寺佛足跡に建られ

しにて、葉師寺の佛足跡の碑にはあらざる事明らけし、委く

は前条碑石の條に説ければ、今贅せず、山川正宣佛足石和歌

集解に云、曾太留は、奈波の切太にて、そなはれるの約なり

と清水瀆臣はいへりき、實も佛書に具相好と云、又拾遺には

此うたを引直して入られたるも、みそちあまりふたつのすが

たそなへたるとあれば、他に例なけれど、瀆臣が説によるべ

きにや、諸本、曾太礼留を胃太礼留と寫誤て、種々の考あれ

ど、まさしく曾なれば論なし、又夜蘇久佐等は、八十種に

て、本相經曰、六年成道具三十二相八十種好と云々、されば

三十二種好を全備したる者の人のふみしあところといふな

るべし、此解、前条歌碑の条にあるべけれど、世黄が言の因、（注）（一）（二）（三）

にこれに入る、餘は前条にあれば是条に省く、（注）（四）（五）（六）

（注）「具」ハ「具」が正。2の頭注「畫字恐畫字之誤」。

跣石記文

前面有格界、豎一尺五寸横二尺許、其中二十行所刻、四面風傍有佛像及

雲形、而磨滅不詳、但各格界粗存焉、

尋西城傳云今摩揭陁國昔阿育王方精舍中有一大石有佛跡

各長一尺八寸廣六寸輪相花文帶相各異是佛欲涅槃北趣拘

尸南望王城足所蹈處近為金耳國商迦王不信正法毀壞佛跡

鑿已還生文彩如故又捐於河中尋復本處今現圖寫所在流布

觀佛三昧經云此文經中に見えず若人見佛足跡恩敬重无

量衆罪由此而滅今俱注疏の類を誤記せしにや非有幸之所致乎又北印度鳥伏那國

東北二百六十里入大山有龍泉河源春夏含凍晨夕飛雪暴惡

龍常雨水災如來往化令金剛神以杵擊（注）龍聞（注）佈歸依於佛

恐惡心起齊跡示之於泉南之大石上現其跡隨心淺深量有長

短今丘慈國城北四十里寺佛堂中玉石之上亦有佛跡齊日放

光道俗至時同住□修觀佛三昧經佛在世時若有衆生見佛行者及見千輻輪相即除千劫極重惡罪佛去世後想佛行者亦除千劫極重惡業雖不想行見佛迹者見像行者出出之中亦除千劫極重惡業觀如來足下平滿不容一毛足下千輻輪相鞞鞞具足魚鱗相次金剛杵相足跟亦有梵王頂相衆畫之相不異諸惡是為休祥以上前面所刻之文

趺石左面 十七行所刻文

文室真人淨三

大唐使人王玄策向中天竺為□國中轉法輪□回見跡得轉寫搭是第一本日(本使人黃書本實向大)

唐國於普光寺得轉寫搭是第二本其(本左右京四)

條坊禪院壇坡見神跡敬轉寫搭是(第三本)

從天平勝寶元年歲次己丑七月十五日至廿七日并一十三箇日作了檀主從三位智努王天平勝寶四年歲次壬辰九月七日改書寫成

文室真人智努

畫師越田安方書寫

□智努

趺石後面十二行所刻文

□伏願為亡夫人從四位下茨田郡王法名良式敬寫釋迦如來神跡伏願夫人之靈魂高遊入无勝之妙邦受□□□□(□)之聖(□)永脫有漏高證无為同霑三界共契一真

趺石左面三行所刻文

諸行无常諸法无我涅槃寂靜

正宣曰、按に此三句は、後面よりのつゞきなるべし、さて真石を觀るに、この十二字や、鮮にて、記文も全く和歌と同筆なるべく覺ゆるなり、(此本改行ナシ)

又云、はじめの尋西域傳云の尋、一説には考ならむともいへり、夷漫して辨じがたし、

陸奥國宮城郡多賀城碑(ナ)

多賀城去京一千五百里

去蝦夷國界一百二十里

去常陸國界四百十二里

西 去下野國二百七十四里

去靺鞨國界三千里

此城神龜元年歲次甲子按察使兼鎮守將軍從四位上勳四等大野朝臣東人之所置也天平寶字六年歲次壬寅參議東海東山節度使從四位上仁部省卿兼按察使鎮守將軍藤原惠美朝臣朝藹修造也

天平寶字六年十二月一日

藤家知明曰、碑在宮城郡市川村、多賀城趾、長六尺餘、碑上刻四字、義未詳、多賀城、續紀云、天平九年正月丙申、先是陸奧按察使大野東人等言、從陸奧國達出羽柵、道經男勝、行程迂遠、請征男勝村、以通直路於是、詔持節大使兵部卿從三位藤原朝臣麻呂、副使正五位上佐伯宿祢豐人、常陸守從五位上勳六等坂本朝臣宇頭麻佐等、發遣陸奧國、三月戊午、遣陸奧持節大使藤原麻呂等云、以去二月十九日到陸奧國柵、按先是紀載鎮守事、唯記陸奧鎮所、多賀柵之名、始見于此、行程未考、蝦夷書紀云、景行天皇廿七年春月、武內宿祢自東國還奏言、東夷之日本日高見國、其國人男女竝推結文身、為人勇

悍、是摠曰蝦夷、又云、齊明天皇四年四月、阿倍臣率船師一百

八十艘、伐蝦夷鰲田渟代二郡、蝦夷望怖乞降、靺鞨、書紀云、

齊明天皇六年三月、遣阿陪臣、率船師二百艘、伐肅慎國、阿

倍臣以陸奧蝦夷令乘已船、到大河側、於是渡島蝦夷一千餘、

屯聚海畔、按察使、續紀云、養老三年七月、始置按察使、其

所管國司、若有違及侵淫百姓、則按察使親自巡省、量狀黜陟、

其徒罪以下、斷決、流罪以上、錄狀奏上、鎮守將軍、同紀

天平寶字元年六月壬辰、左大辨正四位下大伴宿祢古麻呂、為

兼鎮守將軍、和名抄云、陸奧國府、在宮、城郡、鎮守府、在磐、沉郡、從四

位上勳四等、官位令義解云、從四位、大中大夫上、中大夫下、田令云、從

四位、廿町、續紀云、大寶元年、始依新令、改制官位号勳位、

始正冠正三位、終追冠從八位下、延喜式部式云、凡勳位朝參、

服文位服、大野朝臣東人、續紀云、神龜二年閏正月丁未、天

皇臨朝、詔叙征夷將軍已下勳位各有差、授從五位大野朝臣東

人、從四位下勳四等、天平元年九月辛丑、陸奧鎮守將軍從四

位下大野朝臣東人等言云々、同十一年四月壬午、陸奧國按察

使兼守鎮守府將軍大養德守從四位上勳四等大野朝臣東人、為

參議、同十四年十一月癸卯、參議從三位大野朝臣東人薨、飛

鳥朝廷、亂職大夫直廣肆、果安子也、參議、同紀云、大寶二

年五月、勅大伴宿祢安麻呂、粟田朝臣真人、高向朝臣麻呂、下野朝臣古麻呂、小野朝臣毛野、令議朝政、東海東山節度使、續紀云、天平四年八月、正三位藤原朝臣房前、為東海東山二道節度使、又云、天平寶字五年、以從四位下藤原惠美朝臣朝狩、為東海道節度使、仁部省、同紀云、天平寶字二年、惠美朝臣押勝、石川朝臣年足、藤原朝臣真楯等、奉勅改易官号、民部省施政於民、量(用)惟仁、故改為仁部省、惠美朝臣朝鷹、同紀云、天平寶字元年七月甲寅、從五位下藤原朝鷹、為陸奥守、同五年十月癸酉、以從四位下藤原惠美朝臣朝鷹、為仁部卿、按朝鷹者、從一位藤原朝臣惠美押勝之五男也、碑面字樣、京京通字、王右軍及懷仁皆作京、節節俗字、節度之二字樣、則魏鍾繇書、法、卿(同)上、夷夷通字、潘智照墓志作夷、孟法師碑作龜、吳文碑藤作藤、東魏義橋銘作等、參王獻之書、竇緒河南書、兼庚翼書、置知果書、惠王右軍書、國國之俗字、凡碑上數字、皆從晉唐之古制(因ッツシ)

岡野邦文曰、碑面記里數、唯其可疑者、去蝦夷國界之里數也、往古以六冊為一里、故古之一百廿里、當今之廿里去其京師、及靺鞨國之里數、甚不類、一百廿里、當作千百廿里、蓋缺減一字ノ与一者也、何則碑面缺廿字旁作十、是其一證

也、乃以千百廿里、準今道、則百八十六里廿四町也、是以津輕外濱、及南部大間嶽、為日本國界、以松前以北地、為蝦夷國界也、然而其里數、今有小差者、是由後世封田之沿革、地理之異同也、書紀云、齊明天皇五年、遣阿陪臣、率船師一百八十艘、討蝦夷、膽鹿島菟穗名二人進曰、可以後方羊蹄為政所焉、隨膽鹿島等語、遂置郡領而歸矣、蓋聞後方羊蹄、去松前七十余里、即與蝦夷地也、故當時阿倍臣、率船師、越海深入其地、糺其不臣、乃置郡領為政所而歸也、可謂當時王化之盛也、靺鞨、考之地圖、其國當日本西北、接女直、隣室韋、向蝦夷、後世為東韃靼之屬、遂失其舊名也、恐今之山丹滿洲地方乎、

○(因)市河世寧曰、此書、或云三雲真人、三雲無所考、白石先生曰、謂雲當作舟、草體轉訛、當是淡海真人三舟書、然未有明据(因ッツツ)

○(因)林子平曰、此碑に五方の行程を記して、去蝦夷國界一百廿里と刻めり、此時代は小道にて、今の六町を以て一里としたりしことなれば、此碑に記したる一百廿里は、乃ち今の道法にて只二十里なり、然れば即ち今の桃生郡の邊にて、今仙臺封域の真中なり、是古の蝦夷國界なり、さて今の蝦夷國界と云

五年歲次辛酉冬十二月癸酉朔十三日乙酉葬

藤原幹曰、乃築善城寺内有古碑、數十年前、善城寺西三町許

山崩所出、而移立此、俗呼函石、因其所出之地、曰函石谷、

己丑夏四月、遊乃築、即就碑下、觀其文字、剝蝕可讀者不過

五大字、竟不知何碑也、摹搨一本而歸、日夜展翫、過一年、

餘纔得讀十之七八而考之、則与嘗所傳聞東大寺要錄所載元明

天皇奈保山續紀作權御陵碑文無異、而此碑製、亦与要錄所載

之圖相符、則奈保山御陵之碑無可疑者、然則此碑所出之地、

亦不問可識矣、碑石長三尺、闊二尺余、厚一尺、當聞東大寺要錄所載亦同、續紀、養老五年十月

丁亥、太上天皇明元詔曰、諡号称其國其郡朝廷馭宇天皇、流

傳後世、此碑文書法、即依此詔者審矣、同紀、養老五年十月

庚寅、太上天皇詔曰、云々、表地者、皆植常葉之樹、即立刻

字之碑、按先王御陵、凡無有建碑、而椎山御陵、立此碑者、

盖依此詔尔、東大寺要錄、添上作御(谷)、字作岑、洲作側、

(側)御作撥、於義不通、是以傳聞之誤、或要錄亦此碑剝蝕之後所

摹、而偶為魚魚歟、是其所也下、依稀似有數字、雖然既已不

可讀、亦無可拋、(谷)(ツツク)

屋代弘賢曰、此碑磨滅不可讀、而廿余年前藤原幹摹刻本比

校、隱々存点畫之末、嗟微貞幹、後來敦得能讀(焉)、(續)紀

養老五年冬十月丁亥、太上天皇詔曰、朕崩之後、藏於大

和國添上郡、藏寶山雍良岑、造竈火葬、莫改他處、今其地有

似石灰粘砂石者燒爛、是決其竈殘缺也、據此此丘、即雍良岑

也、新撰字鏡、訓椎云奈良乃木然則續紀作椎亦不妨、因云、

万葉集所謂盛椎葉、(續)當讀奈良葉、(續)

藤原貞幹好古日錄曰、東大寺奈保山太上天皇陵碑文、養老五

年十二月、馬瑙石鑄之、碑高三尺許、厚一尺許、(此)以碑今傳

奈良坂の春日祠中(ナシ)に在り、練石(ナシ)にして石に非ず、新成の時、

白瑪瑙石の如く光澤あり(ナシ)にや云々、* 諸本片假名、小字、同字

* (谷) (挿) (五)

(ハナ) 同 宇智郡宇智川磨崖碑 (大和宇知郡宇智川) 石壁所刻

(續) 大磐涅槃經

諸行□□□□滅法 生滅々已 寂滅為樂

□□□□□□過去□□現在諸佛所說 空法(道)

如來證涅槃永斷於生死若有至心(聽常得无量樂)

若有書寫讀誦為他能說一經其身□□却後七劫不墜惡道

寶龜七年十月四日 工沙□□□□

市河世寧曰、想必當時民間奉佛者所為、而筆法佳妙亦可愛、狩谷望之曰、碑刻在大和國宇智河、就崖書、後彫佛像一区未完、以鑄鏤不卒業者、字頗漫滅、而以碑首有大般字、遂或謂大盤若經碑者誤也、

文字所存、高三尺二寸、闊二尺四寸五分、題一行五字、五行、第一行十六字、第二行廿字、第三行十五字、第四行五字、第五行廿三字、紀年二行、前行低三字、可讀者十字、後行低七字、書可讀者二字、未有雪山童子佛像、

壺碑

陸奧州南部北條鉉集古續帖跋尾云、集古續帖且成、翁謂余曰、我南部封內所謂壺碑者、既沒不見、今唯存其名而已、其於集古之舉、尤為遺憾、因以昔年搜索之事、為余談之曰、吾盛岡城東北往五日、抵北郡壺河出焉、沿河有二村、一曰壺村、々中有千引石祠、或云是古立碑之所、一曰碑村、々中有碑祠、或云是古立碑之所、未知孰是也、西南距多賀城凡十日程、吾心欲求古物而旌之、乃就其土親訊之、碑祠後有小阜、其勢起伏、土人相傳當時立碑之所即此、而其沒也、莫知何時、吾備說所以來之故、則應云、嘗有人、馴地偶見其碑首、

僅有東一字、時風雨暴起、咫尺不辨、馴者大驚、乃封如故、是歲百穀不實、村中凋喪、咸以為神、至今有來觸者、亦必受祟、況(欲)發而視之耶、吾論之再三、掉頭不可、其執嚴甚於守令、吾不得已而去、意古唯一村號壺村、而後人分近碑之地為碑村、亦不可知、爾後吾客游有年、欲再往、而已老矣、不果、嗚呼物之隱見自有定數、近歲兎道橋碑出于河上林中之壑關、寔大化中物、雖断然裂之餘、其文頗存、與史籍所載合矣、如吾壺碑、盖有(神)物護持、即有時而出、亦不可測也、余聞翁之言、不能無慨于懷、亦具記以告諸好事之士、

北條鉉

④(證古金石集卷之中)

(證古金石集卷之下)^(天上下)

(浪速)^⑦ 葛西彰子言輯)

河内國古市村船王後墓誌 今在(河内古市村)西琳寺

惟船氏故王後首者是船氏中祖王智仁首兒那沛故首之子也
生於乎娑陀宮治天下天皇之世奉仕於等由羅宮治天下天皇
之朝至於阿湏迦宮治天下天皇之朝天皇照見知其才異仕有
功勳勅賜官位大仁品為第三殞亡於阿湏迦天皇之末歲次辛
丑十二月三日庚寅故戊辰年十二月殯葬於松岳山上共婦安
理故能刀自同墓其大兄刀羅古首之墓並作墓也即為安保万
代之靈基牢固永劫之寶地也

藤貞幹曰、河内國古市郡古市村良一里に松岡山といふ有り、
往年邱陵の崩れし所より、銅牌一枚出たり、即此船史王後首
の墓誌なり、因て松岡山は、初て船史の塋域なることをしれ
り、銅牌長サ九寸七分、濶サ二寸二分厚さ五厘ばかり、誌文
を面背に鐫たり、此銅牌いつの比よりか傳へて古市村西琳寺
に藏む、船氏は欽明天皇即位十四年七月、樟勾宮に幸したま

ひし時、蘇我稱目勅を奉りて、王辰尔をして船の賦の事をな
さしむ、是より王辰尔を船の事を司る長と定て、船史の姓を
賜へり、王辰尔を、姓氏録には智仁君とあり、此墓誌には、
王智仁首と書り、辰尔智仁其音通せしなり、王後王は百濟の
王より出たる人は只王を稱す、王智仁の王も同意なり、後は
名なり、日本紀推古帝十六年に出たる船史王乎乎印本年に作
る、誤なり、といふ人なり、いにしへ後と乎とかよはして書り、首は姓な
り、中祖とは大祖なる辰尔王に對して、王智仁は船史の姓を
も賜ひし人なれば、中祖と(は)いふなり、那沛故は智仁の子
後首の父なり、乎娑陀宮は敏達天皇の經營したまひし宮に
て、幸玉宮と稱せり、書紀には譯語田ともかけり、等由羅宮
は推古天皇の位に即たまひし宮なり、書紀には豊浦とかけ
り、阿須迦宮は舒明天皇の宮にて、書紀には飛鳥とかけり、
賜大仁品為第三とは、書紀に推古天皇即位十二年正月に、冠
位十二階とて、始て十二品の冠を製して諸臣に賜ふ、其次第
は、大徳小徳大仁小仁大礼小礼大信小信大義小義大智小智な
り、品第三とは、大仁の位は其品第三にあたるなり、天皇之
末歲次辛丑は、舒明天皇即位十三年辛丑なり、易歳の十月に
崩御ありしかば、末歲とはかけるなり、戊辰年は孝徳天皇の

御時なり、松岡(山)は河内安宿郡にあり、安理故能刀自とは、王後首の妻の名安理子也、刀自とは女の通称なり、大兄刀羅古首之墓並作墓とは、大兄いにしへ王子を称していへば、辰孫受の長子大阿郎王なるべし、續紀に、百濟王仁貞等が上表に云、仁徳天皇以辰孫王長子大郎王為近侍といふ事あり、刀羅と太郎と音近ければなり、(也)刀羅古の墓は西に在りて、王後首の墓は東にあたれば、並作墓といふなり、

狩谷望之曰、戊辰、天智天皇七年也、此版以殯為葬、伊福吉部氏墓志亦同、那字本作隄、漢武都亟呂國等題名、變作那、与此筆迹小異耳、貞幹為孝徳御宇者誤、

(ナシ)
山城國小野毛人墓誌 今封舊處

飛鳥浄御原宮治天下天皇御朝任大政官兼刑部大卿位大錦

小野以下背面
上小野毛人朝臣之墓 營造歳營造歳次丁丑年十二月上旬卯葬

伊藤長胤曰、叡山之西趾、有高野村、其東山頂踏之鏗々有聲、慶長中為盜所發、乃遇石槨、内有鑿板一枚、長一尺九寸九分、濶一寸九分、銘文凡四十八字、其楷逾美、有唐人法度、別貯以石函、邑人取其牌寄邑法幢寺、發塚之後、邑里涼

證古金石集

落、意其為崇復封于舊處、檢日本紀、淨見原乃天武天皇也、

當時不載毛人、天武十三年十一月朔、大三輪君等五十一氏、

賜姓曰朝臣、小野氏與焉、先是但曰臣、而不称朝臣、牌造千

丁丑之歳、則白鳳六年、先於賜朝臣八年矣、而称小野朝臣者

何也、又續紀、和銅七年紀云、夏四月幸末、中納言從三位兼

中務卿勲三等小野朝臣毛野麁、小治田朝、大徳冠妹子之孫、

小錦中毛人之子也、小治田朝、即推古之号、妹子嘗使于隋、

所謂蘇因高者、即此毛人子也、盖當時頭人也、但牌者大錦上

而史云小錦中、此為不合、大抵漢唐碑刻、名号官資、与史不

符者多、想碑系當時實録、史則自後襲集、則要當從碑為正、

狩谷望之曰、小野臣等、賜朝臣、在天武天皇十三年、此志六

年所造、而云朝臣者、獨毛人先是而賜、與同姓諸人不同也、

史所載、是類不違枚舉、但大錦上、可以糾史謬、小野臣、孝

昭天皇(皇)子、天押日子命之裔、是古事記及姓氏録、

* (因) (挿図一)

(ナシ)
大和國道場山所出威名大村墓誌 今藏浪速四天王寺中院通称二舍利

小納言正五位奈卿墓誌銘并序

卿諱大村檜前五百野御宇天皇之四世後岡本聖朝紫冠威奈鏡公第三子也卿温良在性恭儉為懷簡而廉隅柔而成立後清原聖朝初授務廣肆藤原聖朝小納言闕於高門貴胄各望備員天皇特擢卿除小納言授勤廣肆居無幾進位直廣肆以大寶元年律令初定更授從五位下仍兼侍從卿對揚宸展參贊絲綸之密朝夕帷幄深陳獻替之規四年正月進爵從五位上慶雲二年命兼大政官左小辨越後北疆衝接蝦虜柔懷鎮撫充属其人同歲十一月十六日命卿除越後城司四年二月進爵正五位下卿臨之以德澤扇之以仁風化洽刑清令行禁止所異亨茲景祐錫以長齡豈謂一朝遽成千古以慶雲四年歲在丁未四月廿四日寢疾終於越城時年卅六粵以其年冬十一月乙未朔廿一日乙卯歸葬於大倭國葛木下郡山君里伯井山崗天潢疏派若木分枝標英啓哲載德形儀惟卿降誕餘慶在斯吐納參贊啓汝陳規位由道進采以礼隨製錦蕃維令望攸属鳴絃露寗安民靜俗懷服來蘇遙荒企足輔仁無驗連城折玉空對泉門長悲風燭

狩谷望之曰、志鑄於銅合子盖上、盖大村真人在越後卒、焚尸盛骨歸葬也、天明年中、大和國葛下郡馬場村農夫、墾穴蟲山

而獲之、今藏撰津四天王寺妙靜院、谷稱二威名、古事記、作章那、日本紀、作偉那、續日本紀、作猪那、姓氏錄、作為奈、並同、紀記並言惠波王之後、姓氏錄以為火焰王之後、惠波火焰並宣化天皇皇子、未知孰是也、五百野宮、古事記、日本書紀、三代實錄、並作廬入野宮、按廬訓伊富利、或省言伊富利、則(知)宮名、亦或省称伊富能也、五百野宮御宇天皇、後諡曰宣化天皇、後岡本、謂齊明天皇之朝、後清原、持統天皇、藤原、文武天皇也、鏡公、史傳無所載、四年正月、進爵從五位上、按紀正月癸巳、叙位、大村真人、進爵、盖在是時、然紀是日授正四位上、從四位下、從五位下之事、無授從五位上之文、疑紀有缺脫也、又言同歲慶雲二年十一月十六日、命卿除越後城司、紀言四年閏正月庚戌、以從五位上猪名真人大村、為越後守、與紀少異、乃當時人之所書、當拋以為正也、任小納言兼侍從左少辨、叙正五位下、紀皆失載、少字皆作小、盖古人通用、大倭國即大和國、天平勝寶四年改字、見神代卷口訣、及拾芥抄、葛木下郡、即葛下郡、時未有國郡名、天武紀作葛城上郡、亦是山君里未詳、廣本倭名類聚抄、葛下郡有山直鄉、或山君之誤乎、(頭注)二字為定之制故書為三字(諸本頭注ナシ) (三〇〇ツツク)

義端法師曰、靈松道人、名義、紫冠、書紀、孝德天皇三年、制七色

十三階之冠、一曰織冠、有大小二階、以織為之、以繡裁冠之緣、服色並用深紫、二曰繡冠、有大小二階、以繡為之、其冠之緣服色並同織冠、三曰紫冠、有大小二階、以紫為之、以織(越)冠之緣、服色用淺紫、天武天皇元年十二月、大紫輩那公高見薨、是或其父兄子弟歟、廉隅、廉稜、隅府、成立、凡人性柔則無成立、今柔而成立者、所謂温而厲、威而不猛也、後清原聖朝、即天武天皇也、務廣肆、書紀、天武天皇十四年正月、更改爵位之号、仍增加階級、明位二階、淨位四階、有大廣、并十二階、又云淨位以上著朱華、正位深紫、直位淺紫、勳位深綠、務位淺綠、追位深蒲萄、進位淺蒲萄、卿授務廣第四階、故云、務廣肆、々即四也、按務位四階、各有大廣、凡八級、曰大壹大貳、大參大肆、廣壹廣貳、(廣)參廣肆、是也、其名往々見書紀、藤原聖朝、即持統天皇也、胃胤、謂後嗣也、勳廣肆、即勳廣第四階、直廣肆、直廣第四階、授從五位下、續紀大寶三年、以穗積親王為御裝束長官、猪名真人大村為副、盖卿授從五位下者、於是可見、侍從、拾遺補闕之任也、對揚宸辰、尚書說命、敢對揚天子之休命、孔安國曰、對答也、答受天命、稱揚之、宸辰、帝居也、禮記、天子當辰而立、註疏、狀如屏風、以絳為質、繡為斧文、所以示威也、參度也、

贊佐也、絲綸、緇衣、王言如絲、其出如綸、獻替、晋武帝詔

曰、猷可贊否、衝与踵通、繼也、城司即國司、續紀慶雲三年閏

正月云々、為越後守、山君里、今名阿奈武志狛井、山崗俗呼

為道場山、天潢、天津也、魏王固表疏云、派天潢、謂王子公

孫、若木、淮南子、灰野之山有樹、曰若木、所出處、今晉吾

日出之邦、帝王之裔也、標英啓、哲、魏都賦、英哲雄豪、佐

命帝室、吐納、孫處約曰、得為通事舍人、在殿中周施吐納、

波与發通、製錦藩維、左傳襄公三十二年、鄭子皮欲使尹何為

邑、子產曰、子有美錦、不使(人)學製、大官大邑、身之所庇

也、而使學者製、其為美錦、不亦多乎、後世謂治邑為製錦

也、蕃、藩屏也、維、方隅也、謂在一方而為王室藩屏之國也、

鳴絃露冤、呂氏春秋、宓子賤治單父、彈鳴琴不下堂、而單父

治、冤屈枉慄遠、尚書、后来其蘇、遙荒、荒服也、泉門、黃

泉之門也、長悲風燭、譬人命無常、(因)(ハツク)

木村世肅曰、和州葛下郡穴虫山馬場村の農夫、地を掘て大甕

を得たり、中に一銅器あり、形大なる毬の如く、蓋身を兩分

す、身の下に円足あり、蓋に墓誌銘を小楷に彫せり、蓋身と

もに、口径り八寸、深各四寸、重さ四斤三兩也、十錢を一兩とし、十六兩を一斤とし、

此中に圓形の漆器ありて枯骨を納む、誌文國史の欠を

補ふべきこと多し、少納言、令以前は小の字を書せること、此誌文にて知ぬ、大村の名、續紀文武天皇の大寶三年慶雲三年兩度に見ゆ、^(一)越後の國司に任ずること、誌は慶雲二年十一月なり、國史は三年閏正月なり、隔年の異あり、誌は拜命の年月を録し、史は赴任の年月を記せるなるべし、^{*}_(譯本片仮也)

文忌寸称麻呂墓誌 ^(一)大和國宇陀郡八滝村所出

壬申年將軍左衛士府督正四位上 文称麻呂寸慶雲四年歲次丁未九月廿一日卒

墓版用銅造、天保二年九月廿九日、大和國宇陀郡八瀧村農夫、於圃田掘得之、廣一十四分、長八寸五分、鐫字陰文、收管其製亦鑄銅、長九寸五分、廣一寸九分、高一寸五分、

穗井田忠友曰、書紀天武天皇元年壬申六月甲申、發途入東國、事急不待駕而行之、无從者、皇后皇子已下、書首根麻呂之類、二十餘人、七月辛卯、遣書首根麻呂等、率數萬衆、自不破直入近江、續紀、文武天皇大寶元年辛丑七月壬辰、壬申年功臣、隨功第賜食封、又勅先朝論功行封、特賜村國小依百二十戸、書首尼麻呂等、各一百戸、和尔部君手等、各八十戸、

凡十五人、賞雖各異、而同居中第、慶雲四年丁未冬十月戊子、從四位下文忌寸称麻呂卒、遣使宣詔、贈正四位上、并贈緇布、以壬申年功也、按應神天皇紀、十六年二月、百濟國貢博士王仁條曰、王仁者、是書首等之始祖也、古事記、作文首、古語拾遺、作河内文首、併同其裔也、雄略天皇紀、九年七月、有河内國古市郡人、書首如龍、齊明天皇紀、二年九月、有遣高麗使中判官書首、^名次見壬申之事、後至十二年九月、文首等、凡三十八氏、賜姓曰連、十四年六月、書連等、(并)十一氏、賜姓曰忌寸、姓氏傳來率如斯矣、書与文、根与尼、異字同呼称亦同之、續紀、坊本作弥麻呂、其誤炳焉、卒去為十月戊子、推干支則實廿四日、恐是奏問之月日也、墓誌豈謬哉、盖似以贈似為生身之位者、未見傍例、宝字元年^{十二}亦称贈正四位上某、識者宜辨之、

* ③④(插图二)

備中下道郡下道國墓志

岬^ナ和銅元年歲次戊申十一月廿七日乙酉成^シ
^{③④}銘下道國勝弟國依朝臣右二人母夫人之骨藏器故知後人明

不可移破⁽⁹⁾（以和銅元年歲次戊申十一月廿七日己酉成）

伊藤長胤曰、備中國下道郡に恵良村と云處あり、二里ほど東に八田村とてあり、其所に、廿年許前に八田村より一里東に西三成村と云所の百姓、古き家を掘り鉄器を出す、其銘に、下道氏國勝國頼夫人骨和銅元年と云文字あり、其器は其所の地藏院と云るに安置せり、領主伊藤君より、國勝（の）社を建立の意にて、地藏院を改め國勝寺と号せらる、國勝は吉備公の御父なり、
（諸本片仮名）

伊福吉部德足姫墓誌

（同所）
今在因幡一宮神主
伊福部氏庫中

因幡國法美郡伊福吉部德足比賣臣藤原大宮御宇 大行天皇御世慶雲四年歲次丁未春二月二十五日從七位下被賜仕奉矣和銅元年次戊申秋七月一日卒也三年康成冬十月火葬即殯此處故末代君等不応崩壞上件如前故謹錄鍔和銅三年十一月十三日已未

狩谷望之曰、伊福吉部、姓氏錄作伊福部、或五百木部皆同、火明命之後也、德足比賣、書傳無見、謂文武天皇為大行天皇、萬集亦同、蓋當時誤認大行為先帝之義也、末代君、猶言

後世諸君、鍔即碑字、銅造故變石从金、非鑿鍔之義、猶墓碣古以木作之、後世代以石、故字亦从石作碣、謂誌為碑、所未有見、恐誤也、
（ウツク）
（ウツク）

藤貞幹曰、銅器高七寸、圓徑九寸、厚一分五厘、文中鍔字可疑、字書云、鍔鑿鍔也、猶可考、
（ウツク）

木村世肅曰、此物安永三年六月二日、因幡の國法美郡稻葉郷字倍山より掘出したる青地褐銅の壺の蓋に刻りたる銘なり、蓋の真中を殘し、銘を圓形に書き下したり、是は即ち、一宮大宮司伊福部豊後の先世德足比賣の古墳なり、此伊福部の系圖を考るに、此名なし、女子なれば洩れたるか、藤原大宮は、平城の朝の前なり、大行は文武天皇の御事ならむ、万葉集卷（の）一に、大行天皇幸難波といへる所に、仙覺の注に、聖武の父大王ならむことをあらはさむために、大行の称ありと記せり、天子崩じ玉ひて、未だ御葬の礼行はれず、殯宮にまします時を、大行天皇とも、大行皇帝とも称するなり、彼家の系圖に、文武の朝に當りて、大乙上國足と云へるあり、大方其母か妻なるべし、伊福部氏、其祖大己貴命より、十四世、武牟口命の三世、伊和斯彥命より、初て當國法美郡に居て、牧守たり、中世神職に流落すといへども、子孫相續し

て、今に至て六十四世、實に希代の名家なり、此物今伊福部氏の家に蔵す、(天①ツツク) * (諸本片仮名)

西田直養曰、續紀元明天皇和銅六年正月、從四位下伊福部女王卒とあり、是同時にして女なり、其後六十年あまりを経て、光仁天皇寶龜二年、從五位上因幡國造淨成女、為因幡國造、と云ことあり、伊福部とはなけれども、此家もかの兄明天皇の御時なる伊福部女王と一つ家にて、やがて今の大宮司伊福部氏の先祖なるべきが、此墓誌のさまを見るに、決して、凡人の墳墓とおもはれず、則此德足姫、當時の國造なるべし、(天①ツツク) * (諸本片仮名)

市河世寧曰、此第十一行康成、須庚戌誤也、

* (天①) (種 凶 三)

楊貴氏墓誌 今藏大和國宇智郡大澤村蓮華村

從五位上守右衛士督兼行中宮亮下道朝臣真備葬亡妣楊貴氏之墓

天平十一年八月十二日記歲次己卯

伊藤長胤曰、享保十三年戊申の秋、大和宇智郡の内大澤村の

農家平右衛門と云者の家に、四五升(ナシ)のほども入べき壺一つ尾十二枚を掘出す、其中に、一枚文字を彫りつけ朱を入たり、其厚さ一寸八分、幅七寸、長さ九寸なり、是は吉備大臣の母氏なり、(天①ナシ) (改行)、按に、吉備公は、寶龜六年八十三歳にして薨せらる、曆を以て之を推すに、此天平十一年は、公の四十七歳の時なり、さて續紀には、正六位下を授り、大學助に拜せらるゝことを記して、其後高野天皇の恩寵あつくして、吉備朝臣の姓を賜り、又果遷して、七年の中に從四位上に至り、右京大夫右衛士督となられしと(を)は載たれども從五位上中宮亮と云ことば脱せり、然れば、此從五位上たりし時は、未だ吉備姓を賜はらざりしなるべし、官貴く位賤ければ守字をかき、位貴く官賤ければ行字をかく(の)書法なり、(天①ツツク) * (諸本片仮名)

狩谷望之曰、楊貴氏、姓氏録、右京諸蕃所載、八木造、即此也、

石川年足卿墓誌

武内宿祢命子宗我石川宿祢命十世孫從三位行左大辨石川年足朝臣長子御史大夫正三位兼行神祇伯年足朝臣當平成

宮御宇天皇之世天平寶字六年歲次壬寅九月丙子朔乙巳春秋七十有五薨于京宅以十二月乙卯壬申葬于撰津國嶋上郡白髮鄉酒垂山墓禮也儀形百代冠蓋千年夜臺荒寂松柏含煙嗚呼哀哉

狩谷望之曰、此墓誌、文政庚辰春月、撰之真上光德村民德右衛門者、鑿其宅後荒神山而獲之、荒神山、誌中酒垂山也、

今在高 根領内、是地蓋卿之采邑、而就葬焉者、歷世久遠、遺民雖不知

其為卿之墓、而當年尊奉之、俗至今猶不散就其處樵採、故以荒神稱之、而酒垂之名遂亡也、荒神俚語猶靈神云也、和名鈔、島上郡、有真上鄉、無白髮鄉、延曆四年詔避光仁帝御名、改姓白髮部為真髮部、則白髮之為真上、亦係(延曆所改、

是誌在爾時前廿四年、故猶不避也、卿官銜、与續紀合、續紀載卿率性)廉謹、習治體、公務之間、惟書是翫、為出雲守、有嘉績、聖武帝賞而旌之、及轉御史大夫、仍上便宜、又作別式廿卷、各以其政、繫於本司、雖未施行、頗有據用焉、而是誌僅々一百餘字、唯書族姓名官薨葬耳、如其事業、則以儀形冠蓋二韻語發之際、使人挹其風(毛)於千餘年之後、而欽慕不已哉、卿立品固高一時、晚作別式、蓋亦有周官遺意、則其所抱負、經世之略可概見已、不幸遭猜忌之朝、不蒙枋用、而其書

零落、今不復傳、其賴存者、止万葉集中有襟詠一首耳、故世之學者、又漫不加意、吾求其能拳卿之姓名者、亦不可多得也、則是誌之出、發潛德摩幽光、其有績是君甚大、未可以其發掘之故為鄉之痛也、誌中以平成為平城、左傳王子成父、管子作城父、詩無俾城壞、漢書母俾成壞、則城成古通用、儀形經典多用刑字、後漢書李膺風格儀形、皆可師範、髮字从犬、見漢袁良碑、儀字从彳、見唐宣化寺塔碑、冠字增點、見智永千文、壹字省口、見唐太宗告少林寺教、寂从穴、見藥師寺塔擦銘、只未見西土人所書、然凡从宀字樣、漢魏以下、多変从穴、則亦有所本也、

* (四) (挿図四)

高屋枚人墓誌 (ツシ) 今在河内國石河郡叡福寺東南院

故正六位上常陸国大目高屋連枚人之墓寶龜七年歲次丙辰十一月乙卯朔廿八日壬午葬

藤貞幹曰、河内國石川郡山崩(ツシ)れて顯る、長さ八寸、濶さ六寸、厚さ二寸余、今叡福寸の東南院に藏す、(ツシ) (ツシ) * (諸本片仮名)

狩谷望之曰、姓氏錄云、高屋連、河内國神別、神魂十世孫、伊乙止足大連之後也、(ツシ) (ツシ)

○西田直養曰、續紀、文武天皇大寶三年六月乙丑、河内國古市郡人高屋連葉女、一産三男、賜繩二疋綿二屯布四端云々、寶龜七年を距こと七十四年の前なり、大目、古は國々に守介様の四官あり、其中に掾と目とは大小の二(一)あり、國の大小にして相當も亦ことなり、元來六位にて昇べき例なきを、正六位(上)とあるは、故あるべし、常陸は大國にして大目あり、相當從八位上なり、(諸本片仮名)

紀廣純女墓誌 今藏河内國石河郡蓮華寺
或曰在同處春日村妙見寺

維延曆三年歲次甲子朔癸酉丁酉參議從四位上陸奥國按察使兼守鎮守副將軍勳四等紀氏諱廣純之女吉繼墓志(因下)

狩谷望之曰、墓志瓦造、堅緻如唐製澄泥古硯、上下二片、各々厚三寸餘、一片刻志、一片為蓋、今藏本寺、按延曆三年正月癸酉朔丁酉廿五日也、不言正月、直書朔癸酉、別屬一例、(因)(ツツク)

藤貞幹曰、此物長八寸三分、厚三寸(余)なり、河内國石河郡春日村妙見寺の境内茶白山と云處より出、是紀氏の告地なること知るべし、誌は今妙見寺にあり(因)(ツツク) * (諸本片仮名)

○市河世寧曰、續紀寶龜十一年三月、陸奥國上治郡大領從五位下伊治公皆麻呂反、率徒衆殺按察使參議從四位下紀朝臣廣純於伊治城、廣純、大純言兼中務卿正三位麻呂之孫、左衛士督從四位下宇美之子也、寶龜中出為陸奥守、尋補按察使、在職視事見稱幹濟、其載廣純履歷、与此誌正合、(因)(繼)吉純之死、距父之死五年、其係父以志、亦可知女之未嫁也、(因)(ツツク)

○西田直養曰、此十一年の紀のみにては、誌なる鎮守副將軍のことたしかならず、是は同紀に、寶龜五年七月以河内守從五位上紀朝臣廣純為兼鎮守副將軍、とあり、是にて誌と史と符合す、又爰の文にて、紀氏の河内守たりしらとも知れ、其女の墳墓の此國のありし故に明かなり、さて國守となりては、直に其國に妻子を率て下るべきを、夷賊の乱れし時なれば、連行ざりしにや、(諸本片仮名)

○(因)證古今石集卷之下(終)

證古金石集附録

伊予國道後湯碑

法興元年十月歲在丙辰我法王大王與惠慈法師及葛城臣遣
遙夷與村正觀神井歎世妙驗欲叙意聊作碑文一首

惟夫日月照於上而不私神井出於下無不給萬機所以妙應百
姓所以潛扇若乃照給無偏私何異于壽國隨華臺而開合沐神
井而瘳跡詎舛于浴花池而化湧窺望山岳之巖巒反冀子平之
能住椿樹相蔭而穹窿實相五百之張蓋臨朝啼鳥而戲坐下何
曉乱音之聒耳丹花卷葉映然玉菓弥葩以以垂井經過其下可
覆遊豈悟洪灌膏庭意與拙實慚七步後之君子幸無虫吟也

此碑在所諸說紛々不一、或云道後温泉の傍に畑あり、昔よ
り土民云傳ふ、若此畑を不淨を以て穢す時は、忽ち祟りをな
すとなり、寛政六年甲寅の春、松山の土某の考にて、此土中
に聖徳太子の温泉の碑あるべしとて、掘らしめしに、果して
大なる碑石を掘出せり、見れば温泉の碑にして其時從駕の人

證古金石集

の姓名をのせたり、さて温泉のあたり近き土地を堀(り)うが
ちし故、温泉に濁り出たりしかば、處の人々大に驚き、若温
泉に別條あらば、此里の人民はすべて饑渴にも及ぶべし、此
碑掘出す事無用なりととどめたりしかば、餘儀なく、その
まゝ埋めたりと、かの里人の物語りきと云々、又此碑の事を、
或人松山藩士にたづねしに、上邸に漢學者何某といへるあり
て、それが云やう、此碑今世に亡びしよしいへども、今現に
湯近邊に祠を建て神に祭れり、常に扉を鏤して見る事をゆる
さず、先年一向宗の僧明月といへるが、強てひらき見しに、
忽に眼くらみ、茫然として人事を覚えず、其後其僧にきく
にさらに一言もいはず、それよりして人もおそれ、扉をひら
かずとぞ、因て其學者に乞ひ、委しく尋ねさせしに、直に松
山へいひ遣はし、好事家に聞合せし手管の返事の由にて、全
く神にまつれるにはなく、圓滿寺といへる寺院の、秘佛の事
のよしにきこゆ、其手簡の返簡に云、さて圓光明月僧温泉の
街を堀、碑石を求めしなどいふ事は、全く人聞を驚かせし狂
体に候、彼圓滿寺秘佛の業師の儀は、古今色々相唱候事に候
へ共、其祟りを恐れ、僧俗共に開扉致すもの無之、治郡津田
半助、御存の通、好事の道も有之、曾て温泉郡預りの節、圓

滿寺僧へ、開扉(之)の儀願候處、更(決而)に聴入不申、上古よりの秘佛、思(不審)もよらざる事とて不相免候、右に付、寺出入(之)の大王、右の所修覆(之)の節、見うけの事に付、相尋候へば、五六尺の高さの角石(而)にて、上の方に佛像を彫り有之、其下は白土(而)にて塗り候よし、何分六ヶ敷次第にて御座候、開扉一見の事は、習俗力に及びがたく、明月が如きもの再出をまつのみに御座候云々と、又この温泉地震の爲に出ざりし事、書紀天武天皇十三年大地震、人民及六畜多死傷之時、伊豫温泉没而不出、といふこと出たれど、其後ほどなく修覆ありて、もとの如く(たると)はなりしなるべし、されば、万葉(卷)三に、山部赤人の此湯泉によりし長歌に、伊豫能高嶺之射狹庭乃岡尔立之而歌思辭思為師三湯之上乃樹村乎見者臣木毛生繼尔家里、とあれば、湯はありしやうなり、さて此長歌の趣を見るに、伊狹庭といふ岡の事をば、むねとよみて、碑の事(と)多なきを思へば、此碑は彼十三年の地震に、泉中におちていりて、遂に土中の物となりしにや、(た)にもかくにも、いにしへより出没定かならざる碑といふべきのみ、世(改行)に此碑を道後碑といふ事、いかにやといふかしく、湯岡の音通(より)にやあやまりしかとおもへりしを、今も碑のある所を道後といひ、道をへだて、前を道前

といふよしなれば、疑はとけぬ、さて此碑は、推古天皇四年に、聖徳太子伊豫國温湯郡伊社尔波の温泉たいでまして、建させたまひしもの也、此碑のことを、卜部兼方が、釋日本紀卷十四述義第廿三に、伊豫國風土記曰、湯郡 大穴持命 見二梅耻一而 宿那毗古那命 欲活而 大分速見湯 自下種持度来 以宿二奈毗古那命一 而浴灌者 覽間有活起 居然詠曰 眞暫寢哉 踐健跡處 今在湯中石上也 凡湯之貴奇 不二神世時耳一 於是世 染疔万生 為除存身要業也 今天皇等 於湯幸行降坐五度也 以大帶日子天皇與大后八坂入姫命二驅一 為二度也 以三帶中日子天皇與大后息長帶姫二驅一 為二度也 以三上宮聖德皇 為一度二及侍高麗惠一 仙覽抄總 僧 葛城臣(仙覽抄 臣作王) 等也 于時 立湯岡側碑文 記云 法興(元年云々) より無虫咲也 といふまでをしるす、(仙覽抄 不載) 碑文の末に、以三後岡本天皇近江大津宮御宇天皇 淨見原御宇天皇三驅一為一度 此謂幸行五度也とあり、仙覽抄には、碑文を省(き)て、立湯岡側碑文といふ句の次に、其立二碑文一 所謂伊社迹波之岡也 所名神社迹波者當土諸人等其碑文欲見 而伊社那比来因謂伊社迹波也云々 以二岡本天皇并皇后一驅一為一度 于時於大殿戸有樞云々より、

此謂幸行五度也といふ文にてとちめたり、此、碑見る事を得ず、所在もたしかに定めがたけれども、釋紀と仙覺抄とにひける風土記にて、銘文事業を知る事を得るなれば、實に兼方(實)と仙覺とのいさを(一)賞すべし、

法興元年十月歲在丙辰は、この元年は推古天皇の四年にあたり、此法興といふ号は、もとより朝廷の正史實錄に用ひらるべきものにあらず、此御世に佛法みさかりに行はれて、書紀にも、此四年に法興寺造竟といふ事出たれば、別に設られしものなるべし、屋代弘賢曰、譬へば唐土にても、中元庚申とある石盆を得しに、中元は光武の年号なれども、庚申なし、庚申は明帝の永平三年なり、又古碑に、大鵬とあるはさらに考べきよすがなきよし、徐氏筆精などに見へたるたぐひなり、法王大王は、書紀用明天皇元年に、聖德太子の事いへる所に、注に或名豊聡耳法王、或云法主王など、いたく尊めるなり、こ(一)の法王大王と同じ文字を重ねていふべくもあらず、こは書紀なる法主王といへるに、又たふとみて、大といふ一字を加へ、法主大王とありけんを、主の点を寫し落したるにや、惠慈法師釋紀には、惠慈とあれど、仙覺抄には惠慈とある方よければ、あらためつ、慈と草の手も似たれば誤れるにや、可考、書紀、推古天皇三年五月、高麗僧惠慈歸化則皇大師

之、とあれば、此僧なるべし、葛城臣は、書紀崇峻天皇二年七月に、蘇我馬子の守屋をせむる時に、葛城臣鳥那羅(鳥)といふ人あり、これな(一)んか、夷與村は今も夷與村神社といふあれば、古くよりの名なるべし、神井は、かの温泉をさす、壽國、管子云、一言而壽國、不聽而國亡者、大聖之言也、穹窿、說文曰、天勢也、張蓋、晉書天文志、天圓如張蓋、地方如碁局、聒耳、文選昭明太子云、七鳴離聒耳零霧蔽降玉泉、史記穆天子傳天子之瑤玉泉璿珠、

下野國(ナシ) 日光山碑

沙門勝道歷山水瑩玄珠碑並序
蘇巖鷲嶽異人所都達水龍坎靈物斯在所以異人卜宅所以靈物化産豈徒然乎誠試論之夫境隨心變心垢則境(濁)心逐境移境閑則心朗心境冥會道德玄存至如能寂常居以利見妙祥鎮住以接引提山垂迹孤岸津梁並皆靡不依仁山託智水臺境瑩磨俯應機水者也有沙門勝道者下野芳賀人也俗姓若田氏神逸救蟻之齡清惜囊之齒桎枷四民之生事調飢三諦之滅業

厭聚落之藪々仰林泉之皓然粵有同州補陀落山葱嶺插銀漢

(抄卷)

白峰衝碧落礮雷腹而鼉吼翔鳳足而羊角如魍魅罕通人蹊也

絕借問振古未有躋攀育法師願義成而與歎仰勇猛以策意遂

以去神護景雲元年四月上旬跋上雪深巖峻雲霧雷迷不能上

也還住半腹三七日而却還又天應元年四月上旬更事攀陟亦

上不得也二年三月中奉為諸神祇寫經圖佛裂裳裹足奔命殉

道緹負經像至于山麓讀經禮佛一七日夜堅發願曰若使神明

有知願察我心我所圖寫經及像等當至山頂為神供養以崇神

威饒群生福仰願善神如威毒龍卷霧山魅前導助果我願我若

不到山頂亦不到菩提如是發願訖跨白雪皚々攀緣葉之璀璨

脚踏一半身疲力竭憩息信宿終見其頂恍惚々々似夢似寤不

因乘查忽入雲漢不啻妙葉得見神窟一喜一悲心魂難持山之

為狀也東西龍臥弥望無極南北虎踞棲息有與指妙高以為儔

引輪鐵而作帶笑衡岱之猶卑晒峴香之又劣日出先明月來晚

入不假天眼萬里目前何更乘鶴白雲足下千般錦華無機常織

百種靈物誰人陶冶北望則有湖約許一百頃東西狹南北長西

顧亦有一小湖合有二十餘頃兩坤更有一大湖濶許一千餘町

東西不濶南北長遠四面高岑倒影水中百種異莊木石自社銀

雪敷地金華發(枝)池鏡無私萬色誰逃山水相映乍看絕陽膽

佇未飽風雪趁人我結蝸菴于其神角住之禮懺勤經三七日已

遂其願便歸故居去延曆三年三月下旬更上經五箇日至彼南

湖邊四月上旬造得一小船長二丈廣三尺即與二三子掉湖游

覽遍眺四壁神麗夥多東看西看汎濫自逸日暮與餘強託南洲

其洲則去陸三十丈餘方圓三十丈餘諸洲之中美華富焉復更

游西湖去東湖十五里許又覽北湖去南洲三十許里並雖盡美

搃不如南其南湖則碧水澄鏡深不可測千年松柏臨水而傾綠

蓋百圍檜杉辣巖而構紺樓五彩之花一株而雜色六時之鳥同

響而異聲白鶴舞汀紺鳧戲水振翼如鈴吐音玉響松風懸琴抵

浪調鼓五音爭奏天韻八德澹々自貯霧帳雲幕時々難陀之冪

麗星燈雷炬數々普香之把束見池中圓月知普賢之鏡智仰空

裡惠日覺遍智之在我託此勝地聊建伽藍名曰神宮寺住此修

道在苒四祀七年四月更移住北涯四望無得沙場可愛異華之

色難名驚日奇驚之臭巨尋悅意靈仙不知何去神人髣髴如存

念歲精之無記惜王侯之不遊思餓虎而不遇訪子喬而適去觀

華藏於心海念實相於眉山蘊蘿遮寒蔭葉避暑喫菜喫水栾在
其中午々于出塵外九臯鶴聲易達于天去延曆中栢原天
皇(ツシ)帝聞之便任上野國講師利他(ツシ)有時虚心逐物又建立華嚴
精舍於都賀郡城山就此住彼利物弘道去大同二年國有陽
九州司令法師祈雨則上補陀洛山祈禱應時甘雨霽霽百穀豐
登所有佛業不能縷說咨日車難駐人間易變從心忽至四蛇虛
羸撰誘是務能事畢矣前下野伊博士公與法師善秩滿入京于
時法師歎勝境之無記要屬文於余筆伊公與余故固辭不免課
虛抽毫乃為銘曰

鷄黃裂地粹氣昇天蟾烏運轉萬類躡關山海錯峙幽明殊阡俗
波生滅真水道先一塵構獄一滴深湖洿滄委聚畫飭神都嶺岑
不梯鸞鷲無圖皚々雪嶺曷矚誰盧沙門勝道竹操松柯仰之正
覺誦之達磨歸依觀音禮拜迦殉道斗敷直入嵯峨龍跳絕巘
鳳舉經過神明威護歷覽山河(山)也(色)崢嶸水色泓澄綺華灼々
異鳥嚶々地籟天籟如筑如箏異人乍浴音樂時鳴一覽消憂百
煩自休人間莫比天上寧儔孫與擲筆郭詞豈周咄哉同志何不
優遊弘仁之年敦群之歲月(々)次壯朔三十之癸酉也人之相

證古金石集

知不必在對面久話意通則傾蓋之遇也余與道公生年不相見
幸因伊博士公聞其情素之雅致兼蒙請洛山之記余不才當仁
不敢辭讓輒抽拙詞並書絹素上詞翰俱弱深恐玄之猶白寄以
瓦礫表其情至百年之下莫忘相憶耳

西岳 沙門遍照金剛題

* (底本付箋一)

階九者寶輪中卷陽九百六文此事諒事也、凡初一千年一度
九年早魃。九百年八年早。八百年七年早。七百年六年早
。六百年五年早。五百年四年。四百年三年早。三百年二
年早。二百年一年早是云陽九也百六六年に洪水事也、

** (底本付箋二)

爾雅卷五釋天第八月名八月為壯壯とあり、されば月次壯は八月
なり、然るを壯の傍に三月なりと朱書あるは、或は違は
んか、且弘仁五年歲次甲午を日本長曆皆和通曆を以て推
すに、八月甲辰朔にて、癸酉晦も合へり、三月戊甲朔に
て、丁丑晦なり、三十之癸酉に合はず、御参考の爲めに
一言するものは、中村不能齋、

此銘記文、性靈集に載たり、勝道上人神護景雲元年より跋涉
を企給ひ、漸く延曆の初に至り、登臨を極たる記にて、弘法
大師書記したまふ古碑此所に有しに、磨滅して文字見急がた

きにより、當山座主宮准三后公辨親王御再興にて、准三后の御撰文もあり、此碑を不朽に傳へたまはんことを尊慮ありて、銅にて筥を造り、石碑の上に被らしむる故に、原文をみることを得ず、其銅の筥に、細字に記文を彫付たり、此碑唐銅鳥居の前に建たり、或云、此碑の恰好を見るに、先那須國造の碑を揚たる寸尺位に見多凡高さ四尺ばかり、幅二尺餘もあるかといへり、
* (諸本片仮名)

(以下底本ノミ)
此草稿空海自筆の一卷、今も高雄山に在り、廿一年寶物取調べの時くはしく手まさぐる、

明治廿七年六月、帝國大学に於て豫約金壹円を醸し石版に上せて印行す 楳邨も一部を得つ、

比叡山相輪椽銘

葦芽開廓天主下生短歌長歌未防魔兵第三十主初開梵夢沈
像燒舎法鼓未鳴聰耳立憲乃信三明使歸南嶽請經野卿因果
冷然開悟群盲時機未熟淘汰五驚天王出家感得天平受苦薩
戒四車轟々海内諸州制底縱橫雖敷法筵未遺五茎豈若先帝
憑天台評新立圓宗永填火坑年々兩度紹隆妙行為悅冥道起

斯輪椽叡嶺秀聳朝影北都神岳嵯峨夕臨東湖山王一等思存
給孤法宿為號開頭毘盧亦塔亦幢延壽安身惟經惟咒護國濟
人金利放光汲引迷津寶鐸流聲發開龍神我等發願渴仰文殊
十生出現普施髻珠信誦兩友俱會四衢同乘寶車恒遊寂區長
講妙法恒轉妙輪五忍恒說永息魔順生界未盡此願不泯成住
壤空不散此塵

弘仁十一年歲次庚子九月中旬 沙門最澄撰

此相輪椽は比叡山にあり、是王城の東北にあたればとて、建られたるなり、俗に鬼門柱といふ、金銅もて造り、高さ四丈五尺にして九層あり、十一の寶鐸をかけたなり、叡岳要記に曰、此椽高四丈五尺、傳教大師建立、銘文大師御撰、山中記云、弘仁十一年九月傳教大師建相輪椽云々とありて、かくたしかなるものなれども、集古十種にももらされ、先輩も改め論ずる事なきは、舊例に、公より廿一年(一)とに、堂塔修造せらるゝ時、この相輪椽も改め造らしめたまふによる、傳教大師の舊文のみ残りて、いつも新なるものなればなり、山法師に光謙といへる僧ありて、此銘の鮮かきしを、屋代より得しよし、西田氏より示されしを今こゝに挙ぐ、

相輪樣、光謙曰、無垢淨光大陀羅尼經云、迦毘羅城中、有大婆羅門、名劫比羅戰荼、有善相師告之曰、汝卻後七日、必當命終、婆羅門驚怖、誰能救我、即至佛所而白、佛言如來即是救濟一切諸衆生、唯願救我、佛言此迦毘羅城三岐道處、有古佛塔、於中現有如來舍利、其塔崩壞、汝應往彼重更修理、及造相輪樣、寫陀羅尼、以置其中、與大供養令汝命根還復增長、惠琳音義云、字鏡考聲云、棟柱、浮圖相輪中心柱也、經中多云相輪、以人仰望而瞻相也、○葦芽開廓、天主下生、日本紀云、于時天地之中生一物、狀如葦芽、便化為神、号國常立尊、○短歌長歌、未防魔兵、古今集序云、爰及人代、此風大起、長歌短歌、旋頭混本之類、言長歌短歌、雖有動天地動鬼神之功、然不如佛教能有防一切魔兵之妙德也、○第三十主、初開梵夢、元亨釋書云、欽明帝賜釋迦佛銅像、蘇我氏稱目、安小墾田家、又捨向原宅為寺奉像、○沈像燒舍、法鼓未鳴、又云、欽明帝十三年、尾輿與鎌子、曰同奏曰、國有災孽、妖神之為、帝依奏、投像于難波堀江、火伽藍、○聰耳立憲、乃信三明、太子傳云、十二年四月、太子肇製憲法、十七條、三明得三世了達之智、甚憐時人不識因果、○使焜南岳、諸經野卿、○事見太子傳、釋書、○因果冷然、開悟羣盲、○妙玄一上序

云、衆議冷然、釋籤云、冷謂冷々四覽而可別、盲當作萌、妙玄一上云、人天群萌之、釋籤云、群者衆也、萌謂種子未剖之相、人天全為朋所覆、故曰群萌、○時機未熟、淘沙五驚、淘(汰)、沙汰也、猶沙汰僧尼之沙汰也、編年通論、三智者、大師別傳上云、欽明十三年、沈像燒舍、其敏達十四年三月、停佛法、其用明二年二月七月、誅守屋、其崇峻五年十一月、馬子弒天皇、其并見日本紀、釋書又云、初守屋欲立皇弟穴穗皇子、咀帝、以故帝夭也、其○天王出家、感得天平、續日本紀云、太上天皇出家歸佛、更不奉諡、又云、駿州猷蚕、自成字曰、皇帝百年先三月、宮中承塵上、有天下大平四字、○受菩薩戒四車轟(々)、釈書云、聖武皇帝、天平廿一年、於平城中鳥宮、屈行基、受菩薩戒、四車、所謂、但是同時有四之義、而未是前三後一之者也、○海內諸州、制底縱橫、制底、翻釋名義集云、縱橫東西曰縱、南北曰橫、○雖敷法筵、未遣五莖、五莖、拋周禮注疏、即五行之道、太子傳云、太子始製五行位、德仁義禮智信、各有大小、○豈若先帝、憑天台評、先帝桓武、許謂評論、○新立圓宗、永填火坑、填塞也、譬論品云、三界無安、喻如火宅、○年々兩度、紹隆妙行、兩度每年、兩人度者也、妙行、四種三昧也、二十六條式云、籠山一

十二年、修習四種三昧、雖在同式、當今所修、只常行三昧也、件之三昧、殆欲陵遲、唯依試業、曰不擇學生也、○為悅實道、起斯輪樣、法華三昧儀云、一切天龍、人非人等、一切冥空、○叡嶺秀聳、朝影北都、神岳嵯峨、夕臨東湖、北都平安城、對南都言、天台山賦云、或倒景於重溟、翰日景影也、○山王一等、思存給孤、山王、山主也、百錄云、天台山王、給孤獨、長者布金、買園供佛及僧、○法宿為号、開頭毘盧、扶桑明月集云、大比叡明神、法号法宿大菩薩、言開頭、毘盧者、以山為福地、則山王二字、乃成、毘盧身土山即当寂光土、王則毘盧遮那佛、○亦塔亦幢、延壽安身、○幢、說文、旌旗之属、○惟經惟咒、護國濟人、○意明、○金利放光、汲引迷津、寶鐸流聲、堯開竜神、西域以桂表刹、示所居處、又法華云、表刹甚高広、此由塔婆高頭、大為金地標衣、○我等発願、渴仰文殊、十生出現、普施髻珠、本山建立、依文殊、土座、制為一向大乘寺、十生十當作十、髻珠、出安樂行品、○信誘兩友、俱会四衢、兩友、論語、益者三友、損者三友、四衢、見譬喻品、○同乘寶車、恒遊寂区、寂区、常寂光土之区也、○長講妙法、恒軼法輪、講者說言、思惟義理、開示聽衆也、轉者謂轉經、言音聲誦誦也、○五忍恒説、永息

魔障、仁王經云、五忍功德妙法門、十四正士能諦了、三賢十聖忍中行、惟佛一人耳、能盡源、此其所以永息魔障也、此句（受）照應未防魔兵、又顯施髻珠喻意、○生界未盡、此願不泯、成住壞空、不散此塵、塵謂勝迹、言累劫不滿、散此恒式矣、戒、壇圖經云、按結界之地也、隨其限域、下至金剛之輪、雖經劫壞、終焉莫毀、○弘仁十一年、○大師入滅前二年也、

大和國益田池碑（ナシ）

大和洲益田池碑銘并序（ナシ）

沙門遍照金剛文并書

若夫感星銀漢下灑之功深湖水天地上潤之德普故能岬岬因之而鬱茂蟲卵賴之長生而以下六字石文脫之今以性靈集補之至若八氣播植五才陶冶北方之行偏居其最坎之為德遠矣哉皇（矣）哉粵有益田池兩尊鼻子之州八鳥初導之國地是漢譜之舊宅號則村井之故名去弘仁十三年仲冬之月前和州監察藤納言或紀太守某等慮亢陽之可支歎膏腴之未開占斯（勝）處奏請之綸詔即應爰則令藤紀二公及圓律師等厥功未幾皇帝遊汾（ナシ）浙駕紛襄藤公

從之辭職紀守亦遷越前今上膺堯捐讓馭舜寶圖照玉燭手二
 儀撫赤子於八島簡伴平章事國道代檢國事並拔藤廣任刺史
 兩公檢校池事於焉青梟引塊數千之馬日聚赤馬駝人百計之
 夫夜集既而車馬轟々而電性男女礮々而靄歸土霧々而雪積
 堤條忽而雲騰宛如靈神之挺埴還疑洪鑪之化產成也不日
 畢也不年造之人也辨之天也爾洒池之為狀也左龍寺右鳥陵
 大墓南聳畝傍北峙米眼精舍鎮其良武遮荒壟神其坤十餘
 大陵聯綿虎踞四面長阜邈迤龍臥雲蕩松嶺之上水激檜隈之
 下春繡映池觀者忘歸秋錦開林遊人不倦鴛鴦鳧鴨戲水奏歌
 玄鶴黃鵠遊汀爭舞龜鼈延頸鮒鯉掉尾淵鱗祭魚林鳥反哺
 泊如積水含天疊山倒景深也似海廣也超淮笑混明之非傳
 啞稱達之猶小虎嘯鼓濤則驚汰沃漢龍吟決堤則容與不飽襄
 陵之凶象不得益其塘燠山之女魃不能涸其底六郡蒙潤萬滄
 湯々一人有慶兆民賴之舞之蹈之詠千箱以擊腹手之足之唱
 萬歲而忘力歎蒼海之數變索銘詞乎余筆貧道不方當仁固辭
 不能課虛吐章酒為銘曰 希夷象帝 一未萌 盤古不出
 國常無生 元氣倏動 葦芽乍驚 八風扇鼓 五方縱橫 一

日月運轉 山河錯峙 千名森羅 萬物雜起 藤膚既隱
 稷稷爰始 天池人池 灑落功似二 前堯後禹 慮厚恤
 人 智略廣運 慈悲且仁 機事不測 成功若神 潤物
 如雨 榮人似春三 綸繖雷震 有司創功 紀藤薙草 果
 續圓豐 伴相施計 原守在公 良才奇術 民具靡風四
 爰有一坎 其名益田 堀之人力 成也自天 車馬霧聚
 男女雲連 歸來似子 畢功不年五 深而且廣 鏡徹紺色
 泯澆渺游 瞻望罔極 百溪之宗 萬派之職 魚鳥涵泳
 虬龍斯匿六 汰滄汎溢 幽畚播殖 孳々我執 稔々我
 穡 如抵如京 足丘足食 井田我事 堯帝何力七
 天長式季歲在大荒落玄月貳拾五日……………

此碑摸本世上にありて、集古十種にも収め入れられたり、其元
 本(一)高野山に所傳のよし、今ある摸本の奥書に曰、
 右一卷者、以ニ綸繖、去年中秋比、自高野山捧之、
 觀覽之後、関白殿因ニ尊命、仰ニ賀茂敦直、奉ニ留置ニ面影者也、
 然野身不慮奉ニ電覽、尔時雖ニ多慙、為ニ結縁一夜程染、愚翰
 奉書寫者也、誠以相叫ニ冥加ニ事、何過之乎 于時寛永四

年二月十六日 大江朝臣道芳

永忠原が觀鷲百潭には、摸本(二本)ありて、異同あるよし、又此碑今高取の城の石垣につみこみありと、されども方里餘にあまる山城、いづくとも定めがたし、やう／＼一字雷の字を見出して搨打せんとし、既に集古十種には、雷の字ある本を収められたり、其の雷の字も、何とか真偽定めがたく、屋代弘賢は全く後人の書をよしはれき、

此碑、昔(し)立られし處に、三瀬村の西南の丘にある、俗に岩船と云るもの、跖石の残りしなりと云傳ふ、高二丈許、縦二丈五尺、横一丈三尺、上に兩方の孔を掘る、それを跖石となすときは、碑の長大はかるべからざる物にて、中に人力の及ぶべからざる所なり、今亡びて其證とすべきなければ、疑をかくのみ、碑面の文字、奇恠最甚し、藤貞幹が好古小録に云、空海入唐して書法を韓方明に学び、名を後世に残す、本邦(に)飛白の書ある、海を始とす、益田の池田の池の碑文の如きは、一時の戯に出る者なりと云々、碑文の注、性靈集に委しければこゝに略す、* (諸本片仮名)

大和國(ナシ) 仏隆寺鐘銘

寛王権出	轉化衆生	圓教妙法	覺悟迷情
沙門賢恵	頂戴妙經	心附雕鏤	四安樂行
靈山遠教	近付圓形	萬里求法	無還俗憂
仙橋花頂	遇而皆遊	日唐兩國	付属領収
生長忍土	受遺靈臺	有為緣盡	無漏軒廻
真遊已遠	世路徒哀	強望不朽	式慰將來
仁壽二歲	月在夏中	自書自撰	虔建佛隆
持釋迦教	斯三會衆	龍華未発	莫墜遺風
以此功德	同及四恩	決無明膜	瞻仰世尊
悠々三界	蠢々四魂	刀輪永息	早出苦門

貞觀五年九月十一日

都維那師 僧觀濟 寺主都維那僧觀教
 権寺主都維那僧法朝 別當都維那僧仲盛
 檢校威儀師 僧明俊

此銘出朝野群載、寺は宇陀郡赤垣村にあり、近頃此鐘を鑄崩して新鐘を鑄をよし、句中日唐兩國など云語、俗味甚し、

されども古代の文にはかゝる類(たぐひ)の無(な)きにもあらず、此銘鐘銘集にも出たり、其頃(その)までも古鐘ありしや、新鐘に鑄改たる時代たしかならず、猶後の考索をまつ、威儀師、續紀光仁帝寶龜中僧綱請置威儀(法)師六員、許之と見多たり、
* (諸本片仮名)

山城國(ナシ) 元慶寺鐘銘

菅原道真撰

此寺之有此鐘弘誓甚深至心無等元胎発願遇其人之開八万歳九乳翹誠待彼力之及三千界是故日融内應霜機外催皇帝馭曆之四歳己亥月建庚午八日丁酉金火用事冶鑄施功謹神器也唱梵音也欲使有緣行道之徒窺圭漏以知警誠無明受苦之宅逐槌風以證菩提如是功德不可思量國土衆生同大歡喜乃有勅勒銘曰

鳳曆無限 龍銜有機 睿情一往 凡識三歸
念発丹懇 功成翠微 令辰器備 旁午聲飛
動目虚楮(自) 盛於漸稀 見聞踊躍 幽顯庶幾
满恒沙界 超大鐵困 累劫離縛 長夜排扉
合應皆天(是) 知音孰非 以無礙意 施彼神威

元慶己亥五月

三代實録日、元慶元年十二月乙亥、詔以元慶寺為定額、度(年)分三人、先是、遍照上表曰、中宮有身之日、今上降誕之時、遍照発心誓願、草創此寺云々、中宮乃清和天皇中宮、中納言長良女子高今上、陽成天皇也、天皇生于貞観十年、然則此寺、貞観十年草創必焉、至元慶己亥、經十三年、鑄此鐘、今此鐘属烏有、可惜也、岡崎信好、著鐘銘集、載此銘、當時猶存乎、恐依菅家文章記者也、市河寬斎、金石私誌云、山城花山元慶寺鐘銘、元慶中菅亟相撰、寛政九年改再鑄、

撰津國島下郡総持寺鐘銘(ナシ)

粵若祖父越前守藤原朝臣帰心於普門妙智傾首於無礙大悲而墜露溘然閃電倏尔納言尊考軫先業之不遂歎善因之未成多以黄金附入唐使大賀御井買得白檀香木造千手観音菩薩像一軀仍建道場於撰津國島下郡安置此像号田搵持寺於是第二男備前権介公利鑄豐鐘一口于時延喜十二年夏四月八日為銘曰

命大鑪冶 施僮師工 鴻鐘協律 鳧乳應宮

聲徹霄漢 響□晚風 感動隨聽 懺悔生夢

微告諸佛 唱導大衆 雖遠必達 無幽不通

悲相慧下 阿鼻獄中 長夜知曉 妄有帰空

觀音依頼 先公善功 俱滿三界 拔出焚籠*頭注 焚恐焚

捨持寺は、寛平二年越前守藤原高房草創、鐘亡して、銘文は

朝野羣載卷一文筆の上に出たり、銘中微告諸佛一作微告諸佛、

いづれが是なるを不知、六句の響□晚風諸本皆欠たり、無所

考、記中軫先業之不遂の軫、字彙に曰動也、此銘作者為藤原

公利、*諸本片假名

肥後國浄水寺碑(ナシ)

南大門并碑文

夫不人獨登々者法々不獨弘々者人然玄辨法師早覺四忍最

悟三空

南大門并碑文開

樞咄廿五年三月熊本県下宝物取調の爲に出張せしをり
肥後國下益城郡下郷村浄水寺に就て此古碑を突檢し一
本を搦し碑の全圖などを写さしめて別に取む

夫不人獨□々者法々不獨弘々者人□玄辨法

師早□四忍□悟三空智通無□神測未形□六

塵而迥出掩中古以無對悲□□々□慨深文

之訛謬遠□百卅□□國□征萬里之山川積雪

失地驚砂迷天西域□□八國五乘之教梵本經

論一千□六百五十七部乎 □□ 余乃□□

□□浄水寺治田壹拾所益城與宇土郡間□宮

□椅料栗林七所益城三
宇土四 □□内興□書合六部

千四百□卷□以前若□□□等盜犯用□妙見

并及一千七百□神群□知□威□命□□修理

□寺矣 延曆九歲二月廿二日

右碑搨本烟田氏藏、碑の所在傳を失す、碑高三尺一寸余、巾一尺七寸五分、圭十三行一行字數十九、圭巾一寸四五分、□は漫滅の印字傍の朱圈は再考すべき印なり、但し□印も熟考せば讀得る字も猶多かるべし、

* (頭注)「曾て写し置るを以てこゝに挿着す」*(以下諸本ニナシ)

同寺燈樓銘

契善和上御願造奉燈樓一基延曆廿年七月十四日真上圓乙

肥公馬長化僧萊蘭

山城國比叡山鐘

山門堂舎記曰弘仁九年傳教大師鑄鐘建堂天長四年別當
内供奉光定奉制鑄鐘前丹波守從五位下淨野朝臣夏野作
鐘銘太上天皇振筆書之此鐘高八尺口四尺五寸今考此物
蓋天長四年之物也今亡不知所在銘文不傳

同所西寶幢院鐘

山城國吉祥院鐘銘

科限非器 遠覃是仁 和心播響 応手成因
他利弘誓 我歸至真 魔降伏力 劍解摧輪

貞觀十七年

此銘文菅家文章に出たり、鐘不知所在

* (鐘本片仮名)

證古金石集

土佐山寺鐘

大和國信貴山毘沙門堂飛鉢

聖德君奉施入金御鉢一口施所上総講師寬運延長七年己丑
此飛鉢は、世に名高きものなれ共、(ども)銘ある事を世に知られざ
りしに、天保九年戊戌のとし、はからずも見出されたり、塗
金にして高さ五寸四分、周径二尺八(寸八)分、縁の厚一分
余、重さ二百三十七匁五分なり、縁起の勅使の巻に、飛鉢の
事くはしく出たれば(略之)これを略す、

卷上 挿圖

一 大和国法隆寺金銅觀世音造像記

辛亥年三月十日記主許右大臣原守五言前云尺時致之在布李

大和古臣之伯在進方良二七願

二 同 寺金銅釈迦仏造像記

甲寅年三月廿六日弟子

王延孫奉為現在父母

敬造金銅釈迦像一軀

願父母乘此功德現

身安隱生生世世不經

三塗遠離八難速生

淨土見仏聞法

三 同 寺金銅二臂如意輪觀音造像記

歲次甲寅年正月十日記高屋

大夫大納言藤原夫人名河孫子額自元原執作奏之

四 同 寺庫中所安金銅釈迦仏像造記

代子年十二月十五日朝風文

將其家濟師慧燈為味加大臣

誓願敬造釋迦佛像以此願力

七世四恩六道四生俱咸正覺

* 加藤本・大阪本（二種とも）摸本のみにて本文を欠く。大阪本（大正二年本）欄外朱注、

「孝世按、此金銅釈迦佛像記也、戊子年推古天皇三十六年、朝風文也蘇我馬子家從、零濟師零落救濟師之謂、猶云導師、蓋朝風文所信之佛者、嗽加蘇我之借音、」

五 同 鈎 斗

鈎 斗

寺傳 重三貫三百日余

口圍徑二尺寸三

腰四尺八寸三

深一尺四分

底破 六升六斗四勺

雜令三升為大升一升

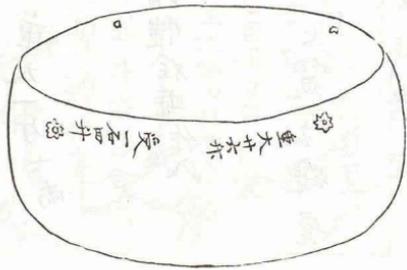
コト量斗

又雜令凡用度推官司

謂大藏省及

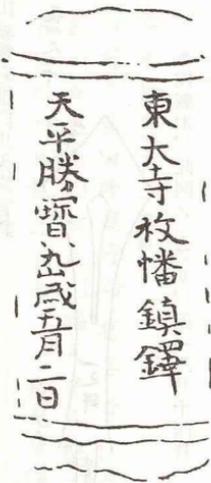
諸國司之類

皆銅為之



* 国書刊行会本 (底本) ・ 佐藤本欠。一、四、大阪本 (大正二年) は黒地に白地双鈎にて摸す。

六 東大寺枚幡鎮鐸積記



七 同銀壺記・同台銘

東大寺銀壺

重大五十五斤

甲

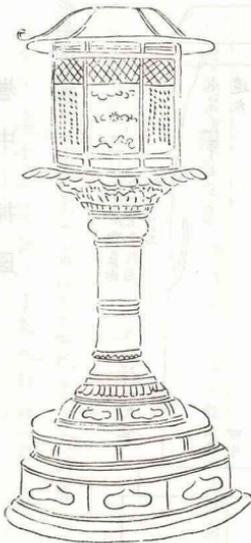
蓋實并臺惣重大五十四斤十二兩

天平神護三年二月四日

東大寺銀壺臺 重大十二斤

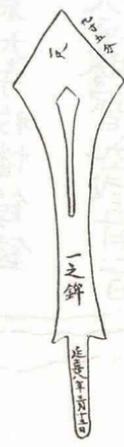
甲

八 興福寺南円堂銅燈台銘



九 山城愛宕郡白川天満宮鐘

長四尺二寸



* 佐藤本、此図ノミアリ、但「三月十四日」トスル。

一〇 東大寺銅鉢銘

重六斤五兩
延喜十四年十二月十一日
重大一斤七兩

別當大法师智愷
任時作入

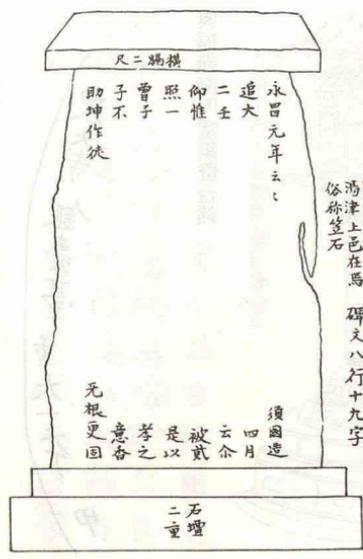
一一 法金剛院鐘

延喜十四年四月十三日
王寅
改鑄
屋

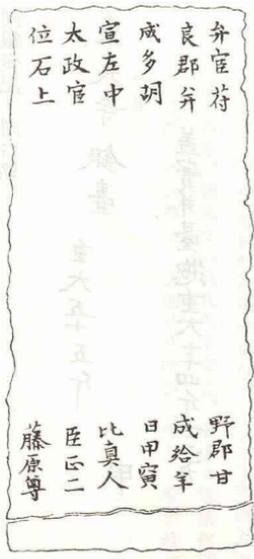
評造
春米
遵廣
國鑄
鐘

卷中 挿圖

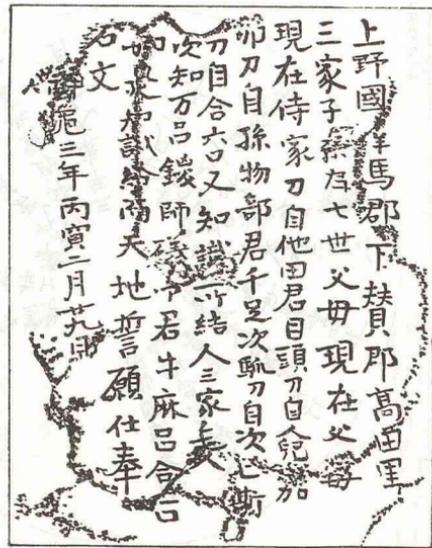
一 那須国造碑



二 多胡郡碑



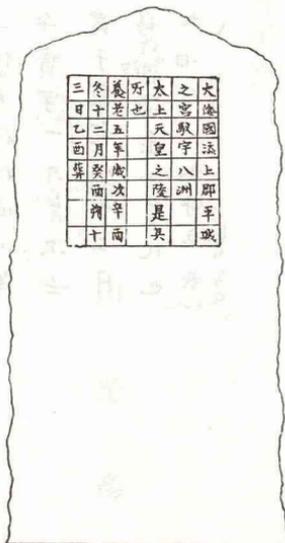
三 下贊鄉碑



四 山名村碑

辛巳歲集月三日記
 佐野三家定賜健守命孫黑賣口自此
 新川臣兒斯口弥足口孫大兒臣娶三兒
 長利僧母為記定文也
 放光寺僧

五 元明天皇御陵碑



卷下 挿圖

一 小野毛人墓誌

飛鳥淨御原宮天下天皇御朝任太政官兼刑部大卿位大錦上

小野毛人朝臣之墓 營造歲次丁丑年十二月上旬即葬

二 文忌寸称麻呂墓誌

壬申年將軍左衛士府督正四位上 文称麻呂
 忌寸慶雲四年歲次丁未九月廿一日 六十

